

平成20年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年3月10日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都市建設部長	島村 平治	環 境 経 済 部 長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	秘書課長	立入	孝次
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は7番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第8番、西本俊吉君、第9番、本田章紘君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（林 克君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位一般質問の一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第2号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 皆さん、改めましておはようございます。12番、中島一雄でございます。

本日は3月10日、63年前、東京大空襲がございまして、約10万人の方がお亡くなりになったということで、40万発の焼夷弾が落ちて東京全滅という状況であったわけがございます。ご冥福をお祈りいたし、私の質問に入らせていただきたいと思います。と思っています。

私は、事業評価制度の活用について質問をさせていただきます。

「入るを量り、出るを制す」、家庭にせよ、地方自治体財政にせよ、古来の鉄則です。人口は減少傾向にあり、かつてのような高い経済成長率も期待できない。このため、収入など入り、歳入は大幅にふやすことは極めて難しいのが現状であります。となれば、地方自治体財政を再建していくことは、出、歳出を抑える以外にはありません。

自治体がこれまで現実と遊離した世界に安住していたことの裏返しでもあると思います。確かに地方自治体の職員の給与水準は下がり始めています。しかし、見た目はスリムになっても、内臓脂肪はなお増殖し続ける状況であり、可能性は残ります。歳出改革の手法の根本の発想は、行政サービスのあり方であります。

さて、本市では事業評価制度を導入されて努力されておりますが、平成19年度において、評価対象事業数は市全体でどれぐらいか。また、その結果、次年度予算編成にどのような形で反映されていくのか、その具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。それでは、中島議員の事業評価制度の活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市の事業評価制度につきましては、昨年度の試行的実施に続きまして、今年度は、内部評価における検証システムの充実を図ると共に、外部評価委員会を設置をいたしまして、一部の事業については市民の視点からも評価をいただくようにするなど、制度の充実を図りながら推進をいたしております。

ご質問の市全体の評価対象事業数につきましては、平成18年度執行の事務事業として959件でございました。その結果、庁内の内部評価において何らかの課題事項が付され

た529件のうち、内部の事務処理に関するものや一元的に見直しを進めようとする補助金事業に関するものを除いた108件を、主要な課題として捕捉いたしまして、集約いたしております。

その内訳を課題事項別に分類いたしますと、まず、必要性・必然性に課題があるとされたものが16件、制度・内容の合理性に課題があるとされたものが46件、コスト・事務効率、受益者負担の適正性に課題があるとされたものが33件、市民協働の拡大の必要があるとされたものが37件でありました。

次に、この内部での評価検証の結果をもって、外部評価委員会に付した案件をいかに予算に反映させたのかということについて申し上げますと、年度中の事業運用で対処すべき事項や中期的に改善すべき事項を除いた60件の内訳として、まず平成20年度でおおむね実現できる見込みのものが19件、一部実現できる見込みのものが4件となっております。事務事業評価は、ご指摘の行政サービスのあり方を、市民基点で検証し改善につなげるための行政のマネジメントシステムというべき制度であることから、平成20年度に実現が見込まれる19件の具体的な内容につきましても、経費削減のみでなく、主なものとして、まちづくり協働推進センターや家庭児童相談事業における相談体制の充実、特別支援教育の充実や発達支援システムの充実、高齢者や障がい者に対する現金等給付型の事業を縮小したそのかわりに相談体制の充実や施設環境の充実に転換していくこと、窓口サービスの充実を図ること等ございました。

以上、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

本市の事業評価制度が昨年試行的に実施されまして、続いて本年度外部評価委員会を設置されるとのことでございます。

また、一部事業は市民の視点からも評価もしてもらって、制度の充実を図られたとのことであります。また、評価対象事業数は、平成18年度執行事務事業は959件等、いろいろ集約されて予算に反映されたとのことで、今のご説明いただいた事業評価については一定理解いたします。

経費節減は過去はわかりませんが、どのようにされたかはわかりませんが、全体をとらまえて、私はこのことを歳出改革ととらまえています。制度自体をあくまで甘く見ているわけではございませんが、本市の現状を考えると、評価制度の評価対象事業の各委

員会の中身でありまして、軽く見るわけではございませんが、中身の深い浅いによって歳入歳出も大きく上下すると思います。

本市の平成20年度一般会計予算概要は173億5,400万円、前年度当初予算と比較すると、6.1%増額となって、9億9,100万円ですか、その6.1%の増額となっておりますのでございます。

地方債は平成18年度末現在額が265、19年度が258、20年度見込み額、これは248億と。夕張市は仮に368億ですから、まだまだそこまではいきませんが、ちょっとよく似たところがあると思っております。

基金は20年度末10億8,000万円ということで、先週も基金云々という話が出ましたが、この基金とは一定の目的に当てはめるための準備金ということでありまして、本年度予算編成においても8億2,000万円の基金を取り崩す状況が続いております。基金残高も減少傾向にあるという大変厳しい状況となっておりますのでございます。当然、必要な事業には予算が要ります。また、不要なものもあるはずでございます。今、農業では限界集落という言葉が定着いたしました。本市の財政状況を見る限り、マスコミ流で言えば、まさに限界自治体と言っても過言ではないかと思っておりますのでございます。

そこで、お伺いしておきたいことがあるわけでありまして、本市の評価制度には市民の視点も入っております。この市民の視点を検証するためだと思いますが、貴重な意見を提言されたことがあれば、二、三点お伺いしておきたい。市民の貴重なご意見がございましたら、その中において二、三点お聞きしておきたい。

それと、評価された件数等は、どのような評価手法、また、方法によって実施されているかお伺いしたい。例えば、款項目とか、款項目別に順次評価されたか、その辺のところと、それと先ほど回答いただきましたマネジメントシステムという制度ですね。マネジメントシステムともいべき制度とは、具体的にどのようなシステムか、わかりやすくお伺いしておきたい。

それと、次にここで提案したい制度があるわけでありまして、内容的には似たところがありますが、皆さんの中にはご存知の方もおられると思いますが、事業仕分けとはでありまして、自治体が行っている業務を「不要である」、または「民間にゆだねる」、「国や他の行政機関で行う」、「引き続き自治体が行う」など、コスト効果、コスト、サービスなどの点で、どの機関が担うべきかを決めていく作業方法であります。歳出改革には市場テストもありますが、これは国、県レベルであり、これは省略したいと思っております。

ここに事業仕分けの一例を挙げますと、要、不要を厳しく評価する。誰が適任かでありまして、あえて固有名詞を挙げさせていただきますが、それは新聞に載っておりましたが、これは高島市でございまして、これ、2005年11月に民間の政策研究機関、構想日本というのがございまして、その代表は加藤秀樹代表ということで、その方の協力を得まして、事業仕分けを実施されたわけでございます。構想日本の担当者や他府県の自治体職員が高島市から説明を受けられまして、時には激しい討論が繰り広げられたということでございます。その中で、14件、3億2,200万円が不要ということで、また、3件、7,900万円分が民間が適当と判断され、この結果、06年度予算に反映され、前年度より21億強、17%の歳出削減につながったとのことであります。

また、07年度予算編成を、これ迎えられた作業の中からは、公募も含めた、野洲市も一緒でございますが、市民25人が新たに評価作業に加わって、例えば無料の市営駐車場が高島市にはあったそうです。官によると、民業の民の妨害ではないかということになるわけございまして、有料にすべきだといった意見も市民から出たとのことであります。高島市はもちろん6町村が合併したところでございまして、合併により家庭に例えれば収入10万円で45万円支出するような予算になったと、仕分けに着手した理由を海東市長が説明されております。また、仕分け作業は、次から市民の視点で官民だけで実施する計画があるとのことで、市民の視線も試されるということでございます。

私、高島市のホームページから取り寄せた平成17年度の事業仕分け、反映結果のデータをここに今手元に持っておるのですが、この反映結果のデータの中身を見ますと、実に細かくわかりやすく出ているわけですね。事業仕分けの結果、件数に対する事業費、不要、民間、市が改善しないとイケない。市現行どおり。また、平成18年度当初予算反映結果、これについては、不要、民間、市、ただし改善要。市ほぼ現行どおり。事業費の比較率でありまして、私は方法といたしましては、自分個人はこれは1つの方程式やなど考えていろいろと資料を見せていただいておりますけれども、例えば官、事業名、金額、仕分けの結果、この仕分けの結果は委員の投票数でございます。仕分け、この仕分けは向こう3、5年間で目標でございます。コメント、仕分け、事業の評価ですね。また、平成18年度当初予算反映結果何ぼでありまして、以上のことにより私は、高島市による事業仕分けを検討されまして、ぜひ導入されてはいかがですか。その辺のところをお伺いしたい。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市民視点ということで外部評価委員会の意見はどのようなものかということでした。まず1つは、今回20年度の予算にも反映をさせていただいておりますが、高齢者おむつ費用の助成の関係、金額についてということ、それから、敬老祝い金支給事業、これも現金給付の問題ということですので、これについても見直しをということでした。その他幾つかございますが、主なものは今申し上げたとおりでございます。

それから、まず1つは、評価制度についてでございますが、本市の評価制度の評価項目につきましては、事業の必要性、必然性、制度施行内容についての合理性、それからコストや事務処理手法の改善余地、市民協働の余地の4項目を5段階で評価をいたすものでございまして、満点以外の点数を付した項目につきましては、その理由としての課題、及び考えられる具体的な改善手法を提案する仕組みとなっております。

それから、評価表の仕分け等につきましては、この点数も確認をいたしますが、むしろ提起された課題、それから改善手法こそを重視すべきというふうに考えておりました。ここで提起、提案された課題、それから改善手法について企画調整及び行革担当部局と事業執行部局が合同して議論をする仕組みをとっております。このような仕組みがこれでPDCAサイクル、これはマネジメントシステムはどのようなものかという1つの説明になるかと思いますが、このような手法をとっております。

それから、高島市の例をとられて、事業仕分けについてということでご説明をさせていただきます。これにつきましては、なぜ本市では取り組まないのかというようなことだったと思いますが、ご指摘の事業仕分けにつきましては、現在の内部評価や外部評価制度の熟度をもう少し高めた後に実施を検討したいと考えております。また、事業仕分けシステムのすぐれた点を引き続き研究いたしまして、ただいま運用を進めております評価制度に反映できることがあれば積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

歳出削減については先ほども申しましたが、努力していただいていることは私も認めております。事業評価、また、事業仕分けなどの歳出改革の手法も、先ほども申しましたが、根本の発想は行政サービスのあり方でありまして、今新しく知事になられました大阪府の

知事でございますね、歳出削減を目標に掲げられております。先日も朝日新聞を見ておりましたら、先週、各市の20年度の予算が載っておるわけでございますが、同じことを何回も申しますが、高島市は9,000万円の削減だということで朝日新聞に大きく載っておりました。大阪府の知事のことについても与党の代表質問でも歳出削減を目標に掲げるということに對しまして、エールを送っておられまして、いずれにせよ、厳しい現実を乗り越えるには歳出改革でしかないと思っております。ある首長は一言、私は今も記憶に残っておるわけでございますが、歳出は既得権益、既得権者の意識改革までできるかと、こういったことを言った市長もいるわけなのですけども、本市の市長はこのような考えは毛頭持っておられないことは十分認識いたしております。

もちろん、既得権者には受益者だけでなく、予算を執行する行政自身も含まれていることは言うまでもございません。事業仕分けなど、歳出の見直しに取り組む自治体の首長、担当者は民間企業の経営の厳しさが身に染みてわかったと、役所外部の意見はいい勉強になったとのことでありますので、ぜひ先ほども部長が申されましたように、実現に向けて取り組んでいただきたい思いでございます。

いろいろと申しましたが、いずれにせよ、経費節減が大事でありまして、事業評価、事業仕分けの結果が予算に反映することは確かであります。今後の取り組みに期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第3号、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） おはようございます。1番、三和郁子でございます。行政改革、財政健全化についてお伺いいたします。

平成18年5月の中期財政見通しにより、従来の財政運営を継続するならば、基金を取り崩し、財源を補っても20年度には基金が枯渇し、21年度には25億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落する非常事態が見通されることから、18年度から22年度を目標年度とする財政健全化計画が策定されました。その後、19年10月に計画の精度を高め、19年度から22年度を目標年度とする改定計画が策定されました。硬直化した財政構造を健全な財政運営へと改善を図ることを使命とする強い意識は共通の認識にあるものと確信しています。

地方自治体の首長には一国の大統領に匹敵する強大な権限を有していると申してきました。同時に、その権限の裏には極めて重い責任が伴っているものであり、その認識の度合いが首長の価値を左右することになります。市民の皆様は財政危機に直面している今、効

果的な改革・改善策を執行し、危機の回避と市財政の安定的経営ノウハウの確立を強く市長に求めておられます。

さて、このような中、19年度比9億9,100万円、6.1%、増額の173億5,400万円の当初予算が提案されました。19年度対比、市民税が5億4,236万7,000円、6.3%、及び地方交付税が2億2,000万円、15.7%、両税合計7億6,236万7,000円の増収を見込みながら、8億2,000万円の高額の基金取り崩し繰入金、市債16億6,661万円を見込む膨張予算であり、適正規模と位置付けるには違和感があり、財政危機回避の道筋が描かれたとの評価にはまだ隔たりがあります。とは申せ、財政調整基金204万円、減債基金5,023万円他、合計5,253万1,000円の基金積み立て、また、以前から申し上げております市債の繰り上げ償還、借りかえによる義務的経費軽減など、財政構造改善への努力は見受けられる点は評価させていただきます。

しかし、サブプライム問題の影響はグローバルで根が深く、また、原油高、原材料高に起因する個人消費の低迷など、景気回復には少なくとも1年はかかるとの大方の見方であり、2月の月例経済報告においても、輸出に陰り、生産鈍化との見通しから、回復基調が下方修正されました。

このような情勢の中、行財政改革・改善のただ中にある現状をかんがみ、検証させていただきます。

まず1点、19年度比6.1%の増額予算は、困窮する当市の財政状況にふさわしいとは言いがたいものです。20年度当初の増収見込み、法人税、地方交付税両者の合計、約7億6,000万円は、景気局面に支えられての1年限りのとらの子財源と考えるのが賢明であり、基金の補強、積み立て、あるいは取り崩しの軽減やさらなる繰り上げ返済による利子負担の軽減を図るなど、財政構造や内部留保の改善に寄与する明確な工夫が肝要と思料します。

グローバルな経済情勢、景気分析と予算規模の整合性及び行財政改善計画推進中間年に際して、その取り組み姿勢を市長にお伺いいたします。

第2点、財政健全化計画の人件費抑制に関して伺います。

1、職員の人員適正化の現状及び計画期間中の今後と達成所見。

2、広報やす2月15日号に、嘱託及び臨時職員募集があります。両職に対する20年度の人員計画と財政健全化計画の人件費抑制計画とその整合性。

第3点、税収確保について伺います。国は地方分権に係る税源として、平成19年度から所得税と住民税の税率を改正し、3兆円規模の税源移譲を行いました。野洲市においても、19年度より新税制による住民税の徴収が行われております。19年度1月末、20年1月末の個人市民税現年調定額が29億5,577万8,587円であり、18年度1月末の現年調定額23億987万6,474円に対し、28%の増額となっています。1月末時点での徴収率は、17年度79.29%、18年度80.98%に対し、19年度が81.09%と特異な経過ではないと認識されます。

しかし、所得税と地方税のトータルではバランスされているとの説明があるとはいえ、高額負担となった市民税納付については、市民は若干の違和感を抱いていることも事実です。最終的には収入未済額、滞納繰り越しが増加するのではないかと心配もいたします。

この観点から、新税制による個人市民税の収入未済額及び最終徴収率も含めた最終納税状況の姿をお伺いいたします。

2件目に入ります。

高齢者支援について。自己財産を管理・処分する判断能力が不十分な成人、認知性高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方を保護するために、民法の一部を改正する法律など、成年後見制度関連4法案が1999年12月に成立し、2000年4月よりこの制度がスタートしました。

この成年後見制度成立の背景には、1960年代に北欧から始まったノーマライゼーション、自己決定、人権擁護などの理念に照らして、時代にそぐわない遅れがあったことや、高齢者社会の到来を迎えて、財産管理・処分能力の障がいされた高齢者の増加が予測され、それらの人々の保護や社会福祉サービスの円滑な運用のために制度の整備が必要となってきたことが背景にありました。

具体的には、判断能力の不十分な成人にかわって成年後見人が不動産や預貯金などの財産管理、物やサービスの購入の契約などを行う制度であり、本人や配偶者、親族の申し立てで家庭裁判所が選ぶ法定後見と、将来の認知症などに備えて本人が選ぶ任意後見があり、判断能力の程度に応じた援助をしようとする制度です。

この制度の活用・利用に関する支援の仕方について、幾つかの自治体で施策の検討や具体的サービスとして実施が始まっています。当市においてもこの制度への関心や制度利用の考えが高まっているものと考えられ、制度利用支援に関するソフト面の充実を早急に図る必要があるものと思料いたします。当局の考えをお伺いいたします。

あわせて、当市の1万7,517世帯（2月1日現在）に対する65歳以上の高齢者世帯数とその比率、高齢者世帯に占める独居世帯数とその比率、認知症の高齢者の人数について伺います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） それでは、私の方からは三和議員の第1点目の行政改革、財政健全化についてのご質問にお答えをいたします。

平成20年度の一般会計予算につきましては、前年度対比6.1%の伸びとなりましたが、この中には市債の繰上償還、いわゆる借りかえが3億1,280万円含まれておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議員からは市債の繰上償還を提言をいただいておりますが、平成20年度では、将来の公債費の削減に備え5,000万円の減債基金への積み立てを計上しております。なお、平成20年度末の一般会計債の未償還残金、いわゆる起債残高は約9億5,900万円の減少となる見込みでございます。

また、基金への積み立てによる内部留保資金の確保をとの提言に関しましては、これまで議員の皆様方からご意見をいただいております教育・福祉施設の耐震化に向けた経費や、地域医療の充実のための野洲病院の医師確保対策などを盛り込んだ関係から、一見いたしますと、平成20年度予算は積極型予算に映りますが、いずれも市民の安心・安全に寄与する重要な予算計上であると考えております。しかし、今後、多くの大規模事業を抱える本市にとって、中長期的な財政事情は決して楽観視できない状況にあることは認識いたしております。したがって、ご提言の基金への積極的な積み立てはもとより、収入の確保と歳出の削減に努め、引き続き財政健全化に向けた着実な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、人件費の抑制に関してでございますが、まず、正規職員の現状につきましては、平成20年2月1日現在の正規職員数は429人ございまして、第一次定員適正化計画における目標の定員数が平成22年度で422人となっていることから、残り7人の減員が必要となっている状況でございます。

また、計画期間中の達成につきましては、平成20年4月1日現在で425人となる見込みでございます。今後の退職に合わせた採用を抑制することにより、計画期間中に残る3人の減員は図れるものと考えております。

次に、平成20年度における嘱託・臨時職員の人員計画と財政健全化計画との整合性に

つきましては、行政サービスの多様化、複雑化等に対応するため嘱託・臨時職員の数が一部増加はしておりますが、今後、財政健全化計画に基づき、平成22年度をめどに各種業務の効率化、省力化を進めると共に、財政健全化計画と整合性が図れるよう人件費の抑制に努める予定でございます。

最後に、3点目の税収の確保についてのご質問でございますが、本年度に行われました税源移譲の関係で、個人市民税の現年分調定額では、前年度より約6億4,600万円ふえており、県民税を合わせると約15億7,400万円もの増になります。このため、今年度は、市税全体の徴収方針で新たな未納者をつくらぬよう、現年分徴収を重視して取り組んできたところでございます。

結果といたしまして、平成17年度個人市民税現年分の確定収納率98.70%を0.34%上回りました、18年度ですが99.04%でございましたが、1月末の収納状況ではそれよりもよい状況で来ております。

また、個人市民税以外の市税も、現年分では18年度を上回る収納状況で来ておりますので、引き続き徴収努力をいたしまして税収を確保したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） おはようございます。三和議員の高齢者支援についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、高齢者等が判断能力が不十分なことにより、地域での生活課題を抱えた場合には、その判断能力の状況等を把握し、福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用に向けて支援を行っております。高齢者の成年後見制度に関する相談は、地域包括支援センターで受けております。平成18年度22件、平成19年度1月末現在では7件となっております。

相談内容は、特に成年後見制度について知りたいとのご相談が多く、申し立て書類の具体的な説明を行ったケースもあります。また、介護保険制度を利用されている1人暮らしや高齢者世帯の方の担当ケアマネージャーからの相談もございます。

なお、成年後見制度利用支援事業として、身寄りのない重度の認知症高齢者で制度利用に伴う申し立てが必要な人や、費用負担が困難な人への支援への取り組みを進めており、市が申し立てをしたケースは平成17年度で1件、平成18年度は0件、19年度2月末においては現在1件の相談を受けております。

成年後見制度自体、高齢者にはわかりにくい制度ですが、地域包括支援センターでは、居宅介護支援事業所連絡会議でケアマネージャー研修会、また、広報やすの「高齢者いきいきのびのび」の欄で紹介をさせていただいているところがございます。今後も、高齢者の方が安心して地域で暮らし続けていただくための制度として、わかりやすい啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、65歳以上の高齢者世帯数は2,271世帯で、全体の13.0%となっております。また、高齢者世帯に占める65歳以上の独居高齢者世帯数は1,049名で、比率は46.2%でございます。また、認知症の高齢者数は774人でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） それでは、行財政に関して、私の意見を述べながら引き続き質問をさせていただきます。

いろいろお考えいただいた20年度の予算とは思いますが、結果的には6.1%の増額となりましたでは、現状を改善するのが難しいのではないかというふうに思料いたします。市長は予算編成方針で、今後数年で基金の枯渇が予想されると述べられたり、そしてまた、野洲市中期財政見通しの中では昨年19年10月改定改善計画の中で、これは計画を着実に実行しても残念ながらいまだ完全に収支バランスがとれる状況には至っておりませんと示しておられます。私はこの発言を、税執行の最高責任者が発する最上級の危機管理メッセージとして受けとめて、真摯に議論をしなくてはならないものと認識して発言をいたしております。

そこで伺ってまいります。第1点ですけれども、繰越金と基金積み立ては、これは表裏の関係にあります。19年度の決算の繰越額の予測、それと20年度予算執行にあたって21年度への繰越金に対する考え方、これをお伺いいたします。

次の税の増収に関してですが、毎年、個人市民税、固定資産税で多額の未納や不納欠損が発生いたしております。過年度の平均値の見方で現状を検証いたしますと、両税の現年度収入未済額、これ繰越金未済額と不納欠損、この3要素ですが、おおむね2億6,000万円あります。この2億6,000万円が毎年財源化できていない状況となっております。しかも、そのうち平均2,600万円が毎年不納欠損として計上されています。この過年度の個人市民税の滞納繰越徴収率は、17年度が39.77%、18年度が21.35%、固定資産税滞納繰越徴収率が17年度が13.65%、18年度が12.11%と極めて

低い徴収率となっております。

先ほどの答弁では、現年度個人市民税の収納率が、これは職員の皆さんの努力によりまして、例年を上回りそうだという、うれしい答弁をお聞きして意を強くいたしました。ただいま私が数字を述べましたが、この個人市民税、そして固定資産税の滞納繰越金の徴収率の向上対策、それと、その年で不納欠損になろうとする案件に対する特別な対処についての考えがあるのか、お考えをお聞きいたします。

次に、財政健全化計画に照らした時間外手当の抑制に関連してお伺いいたしますが、両税の会計区分総計で毎年度ほぼ1億1,500万円の時間外手当予算が計上されております。18年度の執行実績が80.6%、19年度は見込みですが80.0%、執行率はおおむね80%です。執行率80%に見合う9,200万円程度を予算計上をするのが、これが妥当であり、精査不足と見受けられるのですが、この精査不足、これ予算の肥大化や予算があるから使い切るといった無駄遣いにはなりはしないかというふうに感じますが、その観点から3点お伺いいたします。

20年度の全会計時間外手当予算合計1億1,487万7,000円の整合性と、そしてあわせて、精査と予算立ての基本的な理念をお伺いいたします。

次に、嘱託職員募集の関連ですが、臨時職員募集の関連で伺いますが、市民の方から応募しても継続採用がほとんどで採用機会が得られないとか、また、形式的に募集をしているのではないかというような話もよく聞きます。募集の仕方が採用の実態に合っているのか、いないのではないかという懸念を感じてしまいます。

18年度、19年度の嘱託・臨時職員の採用人数の実績と、それぞれの新規採用人数の実態を示していただき、そして市民の声に対する課題や所見をお伺いいたします。本年の20年2月15日号のやす広報、ここにも募集が載っております。これ、募集臨時職員が182名、嘱託職員が19名ぐらいの募集かと思います。市民の声に対する課題、それをお伺いをいたします。

次に、成年後見人制度についてですが、当市での利用相談も多くなっているというように今の答弁をいただきました。今お聞きしましたら、2,271世帯が高齢者世帯、そのうち1,049人が独居世帯との答弁でしたね。数字間違いないですね。当市もこれ高齢化が進み、親族間のトラブル、あるいは悪質商法の契約被害とか、あるいは犯罪に巻き込まれることもふえてくると考えられます。このような観点から、成年後見制度を使いやすくするための提言をしたいと思っております。

まず1点ですが、包括支援センター内で行っているという今ご答弁ございましたが、もう少しわかりやすく、家裁との調整などにあたる成年後見支援窓口をまず設けると。高齢者の方にわかりやすいね。

2つ目ですが、低所得者の方でも利用が可能となるボランティアの市民後見人の育成を手がけたらいかがでしょうか。

3つ目ですが、地域の事情に詳しい民生委員との連携を図る。今、個人情報保護条例ができて、かなり民生委員の方、区長の皆さんも苦慮いたしておりますが、これから高齢化が進む中で、こういうことは必要ではないかと思っておりますので、市民後見人制度、連携をとってはいかがでしょうか。

4つ目ですが、特に高齢者世帯、独居世帯の方にはこういうふうな成年後見制度、あるいは野洲市で市民後見人が設置されるようになれば、もっとチラシとか市民への周知を図るというふうなことを徹底していただければというふうに提言いたします。まず市民が安心できる支援の提供を私は早急に図ることが急務と考えますが、その4点の質問をいたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。平成19年度決算見込みということで、その中で繰越額は幾らぐらいかということですが、現在までの17年度、18年度の実績でいきますと、17年度が約4億4,800万円、18年度が4億5,400万円ということでございます。大体平均しておりますので、この繰越額の予測につきましては、約4億5,000万円ぐらいではなかろうかというふうに予測をいたしております。

それから、平成20年度予算から21年度への繰越金に関する考え方ということでございましたが、これにつきましては、各会計年度につきましては、繰越金に対しましては、財政健全化計画に基づきまして3分の2以上を基金に積み立てするというように予定をいたしております。

それから、個人市民税、固定資産税の滞納繰越金の関係でご質問をいただきました。滞納対策につきましては、現年、それから滞納繰越を問わず行っておりまして、滞納繰越に対する対策として特別にということではございません。ただ、強いて申し上げれば、現年度課税分の滞納を出さないことを重視するというように徴収にあたっております。したがって、滞納整理につきましては、毎日の積み重ねであるというふうな考えのもとで事

務に取り組んでおるところでございます。そういう中で、特に今年度は市県民税が上がりましたので、次年度に持ち越さない努力を特に注意をしたということでございます。その結果、現時点と対前年度の状況を見ますと、昨年よりは少しいい状況で来ているということがうかがえます。

それから、平成20年度の時間外の関係でご質問がございました。前年度分等の執行率を挙げられましてお問い合わせがございました。質問がございました。執行率80%ということなのに計上が大きいのではないかとということでございますが、これも各会計ごとに調査をいたしますと、100%いっているところもございまして、それから、一般会計につきましても、各部局ごとにばらつきがございまして、昨年度調整をいたしまして、ばらつきを少し抑えて今現在経過を見ておるところでございますので、それと各事業の取り組み状況によりまして、年度によって時間外手当の過不足が出ますので、これにつきまして、幾分多い目の予算を計上させていただいておりますので、再度検証いたしまして、21年度に向けましては再度各部局ごとの執行率等を勘案しながら予算立てをしていきたいというふうに思っております。

それから、嘱託・臨時職員の採用の関係でご質問をいただきました。まず、嘱託・臨時職員の採用人数とそのうち新規職員の人数はということでございました。平成18年度は嘱託が146名でございまして、新規は52名でございました。臨時職員は158人で、これは1年ごとの契約ということですので新旧158人というふうに計上いたしております。

それから、平成19年4月1日現在で嘱託が151人、うち新規契約は70人でございました。臨時職員の方は167名、すべて新規採用という取り扱いをいたしております。

それから、募集に関しまして、市民の声ということで形式ではないかというふうな声が上がっているということでございましたが、これにつきましては、嘱託の場合、3年間の継続雇用ができるというふうになってございますが、最初の年はすべて公募いたしまして試験をさせていただいております。1度目、2度目の更改につきましては、所属長の勤務評定並びに本人の意思確認をいたしまして雇用の継続をさせていただいておりますが、3回目につきましては、すべて公募させていただいて改めて採用試験をさせていただいている状況でございます。したがって、ご指摘の方については当たらないのではないかとというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

4点の質問ということで、1つ目は犯罪者の部分での利用者の部分をどのように防いでいくのかという問題と、また、窓口設置、あるいはボランティア育成、民生委員の連携と、高齢者の啓発ということでご質問いただきました。このことに関しましては、まず成年後見制度のPRについてお答えしたいと思います。

広報や居宅介護支援事業所連絡会議の研修会等をして現在も行っておりますが、今後、広報による啓発については、紙面の関係もありますが、できるだけ読みやすくわかりやすいなどを工夫していきたいと考えております。また、成年後見制度についてかかわりが出てくる民生委員にも理解を得るために、研修会等を取り入れてもらうよう働きかけ、PRに努めていきたいと、このように考えております。

それからまた、地域包括センターの業務についてのPRに努めてはいるものの、市民の皆さんにはまだまだ知られていないということでございます。広報での周知はもちろんのこと、また、単位老人クラブの研修会に出かけた際に、機会をとらえて地域包括支援センターの業務の紹介も行っていきたいと思っております。

また、最後にボランティア後見人について、先進事例を参考に、今後ますます高齢化が進む中で後見人制度の取り組みが重要となってきますので、調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、後見人の制度については湖南地域においても永続的、専門的、中立的な、知的障がい者や認知症高齢者に対応する成年後見活動を行うNPO法人がさまざまに活動をされております。そういった事例について研究も行い、具体的な取り組みについて、経費の問題あるいは相談件数の問題等もございますので、そういうものを議論しておりまして、また、その後、今年度につきましては関係事業所へも意見を聞きながらこの制度が生かされるように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 行財政改革改善で、2点確認をさせていただきます。

不納欠損として扱うときの明確な判断基準と、そして根拠をお伺いいたします。

第2点ですが、滞納あるいは不納欠損となる納税者は、以前もお聞きいたしました、常習的といいますか、繰り返し納税しないという傾向があるのでしょうか。再度確認をい

たします。

以上で行財政関連の質問を終わりますが、1年でも早く基金が枯渇する状況から脱することが可能となりましたという市長のメッセージが発せられるように、私は今後も執行部の皆さんと前向きな議論をしてみたいと思っております。

次に、高齢者支援ですが、後見人制度、今包括支援センターの方で扱っておられるというご答弁でした。先進地を見ながらこれから調査をしていきたいということですね。これ、ずっと以前からあるんです。野洲市におきましても、今聞きましたら独居世帯高齢者、かなりふえていますね。悪徳商法の契約とかそういうことの相談等々も多いとお聞きしております。そこで私は、ぜひともこれから、今健全な高齢者の方からこれはPRしていくべきではないかというふうに考えますので、最後に1点提言をいたしたいと思えます。

これは野洲成年後見支援センター、こういうものを設置して、そして自治会単位の出張相談会を行うなどして、地域密着型の啓発活動も展開をしていってはいかがというふうに思います。ちょっと時間ありますので、数字を申しますが、大津家裁管内の成年後見の利用申し立て、これ3年間で948件で、これは今後も急増されるというふうに予想されておられます。市は低所得者でも利用しやすい市民後見人の育成の方、これを急務だというふうに考えます。大阪市の方で成年後見制度について市民後見人という制度がもうできておりますので、一応そちらの方も調査をいたしまして、早急に進めていただくことを提言いたしまして、質問を終わりたいと思えます。

一応提言いたしますので、どういうふうに進めていくかだけのご答弁をお願いいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございまして、不納欠損に関しましてご質問をいただきました。

不納欠損につきましては、年度末に地方税法にのっとりまして適用しているところでございますが、ただし、何の徴収努力もせず5年経過後むやみに欠損扱いするものではございません。あらゆる手だてを行った後、徴収が不能かどうかの状況を確認した上で判断し、決定をいたしております。

また、お問い合わせの関係で、不納欠損者、必ずしも常習滞納者とは言い切れませんが、住民票を置きながら資産も持たず住所を点々とするなど、追跡調査も追いつかない滞納者など、一部常習と言われるような方もおられることは確かでございます。

以上でございますが、あと不納欠損までの手続につきましては、不動産や預金の差し押え等も行いまして、徴収に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 三和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

三和議員が提案されております後見人制度につきましては、今後ますます高齢化が進む中、高齢者支援の充実が求められることは行政の重要な課題であると認識をしております。

現在野洲市におきましては、野洲市成年後見制度利用支援事業要綱というものを策定し、これに基づいて実施をしております。そういった面で、もう一点は相談体制の充実の中で、出前の相談所、これもやはり今後は必要かと考えております。重要な課題の1つであろうととらえております。

そういったことで、内部関係者で十分また協議をしながら、そういった対応がとれていくように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（林 克君） 次に、通告第4号、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。私は3点において質問をさせていただきます。

まずはじめに、少子化対策についてでございます。少子化対策につきましては、いろいろな角度から意見がありますが、私は子育て力と妊産婦無料健診について質問いたします。

昨年3月の定例会で取り上げ、再度の質問になりますが、ぜひとも全額無料化に向けての努力実現してほしいため、あえてさせていただきます。

本市におきましても、1年がかりでようやく平成20年度の予算化がされました。本当によかったと思っております。国の予算における妊婦無料健診費用の助成が平成19年度に大幅拡充され、既に3月議会で数多くの市区町村で実現されてまいりました。3月定例会で取り上げて実現された徳島県吉野川市など、幾つかの自治体での実績事例が公明新聞でも紹介されております。これは公明党が主張してきました少子化対策に対する財政措置の拡充に伴うものでありまして、まだ実現しておらなかったのが本市でありましたが、平成20年度予算に10回分盛り込んでいただきましたが、さらなる無料化の実現に向けて努力してほしいものであります。

公費による妊婦の無料健診の回数は現在、全国平均で2.14回、これ平成16年度資料であります。費用は地方交付税措置ですが、従来、国の予算に計上されてきた妊婦健診

費用の助成は、おおむね2回とされ130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度では、子育て支援事業として合わせて約700億円になりました。今回の地方財政措置の充実は、妊婦健診費用の助成に限った金額ではありません。地方自治体が地域の実情に応じて少子化対策を拡充することができるように枠が拡大されるもので、妊産婦健診費用の助成の拡充の他、例えば児童虐待防止対策の推進、地域における子育て力の強化、地域子育て支援ネットワークの構築、父親学級の実施、またファミリーフレンドリー企業の普及促進などにも充てることができております。

そこで質問でございますが、1番、妊婦無料健診は子育て若年層の経済的補助に貢献しますが、現行の2回から10回にさせていただきましたが、1回当たりの補助金額が半分になっております。全額無料の取り組みはできないものか、見解を伺います。

2番、地域における子育て力の強化はどのように進めておるのか見解を伺います。

続きまして、肺炎球菌ワクチンの公費助成はについてお伺いさせていただきます。

かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後抗生物質の登場で死亡者が急激に低下し、第4位になったが、1980年以降、再び増加傾向にあります。特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴であり、高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めております。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっております。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されております。

わが国において認められている肺炎球菌ワクチン接種の保険適用は、脾摘患者における肺炎球菌感染予防のみ。それ以外の接種に関しては、全額自己負担になっております。自己負担の場合、自由診療であるため、費用が約6,000円から9,000円かかります。年金で生活されておられる方にはかなりの負担となるわけでありまして。

海外では公費による助成が適用される国があります。例えばカナダでは、高齢者の接種費用は全額助成され、無料で接種が受けられます。

わが国では、北海道瀬棚町が平成13年9月から65歳以上の高齢者を対象に、国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を始めました。さらに瀬棚町では、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチン接種助成だけでなく、全町民対象にインフルエンザの予防接種費用の助成、住民健診でのヘリコバクターピロリ菌の尿中抗体検査など疾病予防対策を進めた結果、国保の1人当たりの医療費について、平成3年に道内の1位だったのが、平成16年8月時点で182位と改善しております。医療費削減につながったという実績がござ

います。他の市町村でも、肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を導入するところが出てきており、平成19年11月現在、64市町村が公費助成を行っております。

本市におきましては、65歳以上の高齢者が平成20年度2月1日付で9,150人おられ、高齢化率は18.26%になっており、昨年よりも0.1ポイント上昇しております。

そこで質問でございますが、1点、高齢者に対して肺炎球菌ワクチンの公費負担は、医療費削減につながると考えますが、公費負担の考えはありますか。

2番、過去、本市におきまして、この肺炎球菌による高齢者の感染状況はどのような状態だったのか。

3番、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種状況は、過去どのような状況だったのか、お伺いさせていただきます。

次に、3番目ですけれども、民間福祉サービスに係るトラブル解決の対応策についてお伺いさせていただきます。

福祉サービスと一口に言っても、高齢者向けの介護サービス、障がい者福祉サービス、また、児童を対象にした保育サービスなど幅広く、近年、そうした福祉サービスの提供者は、行政だけに限らず、民間や地域団体などにも広がっております。それに伴い、利用者と民間福祉サービス事業者との間でトラブルもふえております。本市も例外ではないと思います。

そうした中、東京・中野区が昨年10月1日から、民間福祉サービスに係る紛争を解決するために、客観的な第三者機関による迅速かつ適正な紛争調停制度をスタートさせました。これは全国初の制度であり、区民の権利及び利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ることを目的として設けられました。

中野区の内容を説明いたしますと、対象となる事業の範囲は、民間事業者や地域団体が提供する、高齢者、障がい者、児童等の有償民間福祉サービスに関するトラブル、介護保険サービス、障がい福祉サービス、保育所、児童福祉サービスなども対象である。

紛争調停の申請ができる方は、当該民間福祉サービスを利用する区民、利用しようとする区民及び以前に利用した区民の方、当該民間福祉サービスの提供を行う事業者、その他、代理人や利用者の保護者、また成年後見人ということになっております。

申請の対象外というのが、医療にかかわるもの、不動産売買に関するもの、裁判中の事件または確定判決の出ているもの、他の機関で調停等の対象となっているもの、その他、

区長が調停を行うことが適当でないと認めたもの。

民間福祉サービス紛争調停委員の設置という形で、区長の附属機関として民間福祉サービスの紛争調停委員を設置する。委員としては3名以内に委嘱する。

民間福祉サービスの紛争調停委員の機能としましては、1、事実関係の調査、2番目に、調停をする、3番目に、正当な理由なく調査や調停案の受諾に応じなかった場合等に区長による勧告を求めることができる等になっております。

区長の勧告といたしましては、正当な理由なく区長の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

制度の流れといたしましては、調停の申請を区に行い、区で調停委員との調停日を決めて調停を行う。2番目に、調停委員は当事者への調査をもとに調停案を作成し、双方が受託することによって解決を図る。3番目に、ただし、当事者のうち一方または双方が調停を受託しないときは不調となり、調停は打ち切りになる。4番目に、また、当事者が正当な理由なく調査に協力しないときや調停案を受諾しないとき、サービスが不適切であると調停委員が認めるときは、区長による勧告を求めることができる等となっております。

そこで質問でございますが、1番目に、これからふえてくると考えられる民間福祉施設等内でのトラブル対策はどのようにされていくのか見解を伺います。

2番目に、このように中野区では対策がとられておりますが、本市におきましては、今後どのような方向で対策を考えておられるのか見解を伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

再開を10時35分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 続きまして、矢野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の少子化対策についてでございますが、妊婦健康診査についてでございますが、現在野洲市では、妊婦健康診査について、妊娠前期に1回、後期に1回の計2回の公費負担を行っております。矢野議員がご指摘のように、平成19年度地方財政措置で妊

婦健康診査も含めた少子化対策として、総額についての拡充措置がされ、その中で、妊婦健康診査に係る公費負担について回数増の考え方が示されております。これを受けまして、県が取りまとめ役となり、その回数増と公費負担額や事務委託方法について、事務委託をする県医師会や事務委託をする健康づくり財団と共に協議を進めてまいりました。

この結果、公費負担の方法としましては、母子健康手帳交付時に、県下統一の1枚2,500円の受診票を妊婦にお渡しし、受診の際、健診費用から2,500円を差し引かれることとなっております。

また、1回当たりの使用枚数についても、受診回数の確保と費用負担の軽減の考え方から、市では、健診費用が5,000円を超えた場合は、受診票を2枚まで使用できることとしたため、全額無料の考え方につきましては、現在考えておりません。

次に、地域における子育て力の強化についてお答えをいたします。

子育て支援に関しましては、野洲市総合計画において、子育て・子育て支援の充実として第1番目に取り上げている施策であります。野洲市としても特に力を入れて取り組むべき事業であると考えております。

本施策の基本事業体系の1番目には、子育てを支える地域力の向上が位置付けられており、相談体制の充実やボランティアの支援などにより、地域全体で子育てを支えていくまちを目指していくとしております。今後はその具体化に向けて事業化に取り組んでいきたいと考えています。

現在、取り組んでいる事業は、3か所の地域子育て支援センターにおいて子育て相談、情報提供、交流の場の提供を、ファミリーサポートセンターでは、地域において育児や介護について助け合い事業の実施、また、民生・児童委員の方々により、各コミュニティセンターで学区子育て支援の開催や、公立保育園で実施している子育て電話相談、園庭開放の実施など、それぞれの場所・地域において子育て支援事業が市民協働で展開できるよう進めております。

続きまして、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお答えいたします。

我が国では昭和63年から肺炎球菌ワクチンの予防接種が、予防接種法に基づかない任意の予防接種として実施されております。このワクチンは、主に65歳以上の高齢者を対象に接種され、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされておりますが、再接種は副作用が初回時より強く出るため、原則として1回だけの接種となっております。

また、国は肺炎球菌の予防接種を予防接種法に基づく定期の予防接種への追加について、

予防接種に関する検討会に提案しましたが、検討会がまとめられた平成17年3月の中間報告では、肺炎球菌は有効性、安全性、費用対効果等の研究を進め、さらに治験を収集すると報告され、定期の予防接種の指定には至っていない状況にあります。

そこで、肺炎球菌ワクチンの公費負担について市の考え方のお尋ねでございますが、現在本市では、予防接種法に基づき、市が実施しなければならない定期の予防接種を対象に公費負担をしております。肺炎球菌ワクチン予防接種を希望された方は、医療機関で自費により接種を受けていただいております。今後、国においてこの肺炎球菌ワクチンを定期の予防接種に定めた場合は、助成などの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市における肺炎球菌による高齢者の感染状況実態についてであります。肺炎球菌に特化した疾病データは、国、県においても存在しないため把握できない状況です。

また、次の高齢者予防肺炎球菌ワクチンの接種状況につきましても、先に申しましたように任意の予防接種であるため、実態把握ができない状況ですので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、民間福祉サービスに係るトラブル解決の対応策についてのご質問にお答えをします。

まず、1点目のトラブル対策についてでございますが、福祉サービスを利用して、あらかじめ説明された内容と実際のサービス内容とが違っていたり、受けているサービスに不満や疑問がある場合、まず一義的には、事業者との話し合いで解決することが望まれます。平成12年6月に改正された社会福祉法では、事業者は福祉サービスに関する苦情解決のための体制整備に努めることが定められました。また、社会福祉施設については、苦情への対応が省令によって最低基準に盛り込まれ、経営者は苦情解決の体制を整備することが義務付けされたところでございます。

この規定により、介護サービスや障がい者福祉サービス事業者は苦情受け付けや苦情解決の責任者を設置するとともに、中立・公正な立場から助言を行う第三者委員の選任も行っており、施設に直接言いにくい方でも、直接第三者委員に言うことができる制度になっています。

また、市役所に相談があった場合につきましては、社会福祉課、児童家庭課、高齢福祉課等それぞれの担当課が対応し、施設等と連携をとって解決に努めるようにしております。

さらに、県の相談機関として、県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置しており、県下の福祉サービスの苦情を受け付けています。

次に、2点目の本市の対策の方向ですが、利用者の皆さんへの制度の周知を図り、第三者委員制度等が円滑に機能するように、それぞれの事業所に対して指導等を行っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） では、再質問させていただきます。

はじめの少子化対策でございますが、妊産婦健診を2回から10回に取り組んでいただいたことに対しましては、本当に敬意を表するところでございますので、さらなる無料化に向けての取り組みを要望しておきます。

2番目の子育て力につきましては、平成20年度予算に子育て支援センター費1,475万3,000円を予定されておりますが、これらの運営方法と次世代子ども育成の取り組みは平成17年度から平成26年度の計画でございますが、この点についての見解もお伺いさせていただきます。

次に、肺炎球菌ワクチンの再質問をさせていただきます。

今後、国、県の動向を見て取り組むということでございますが、少しここで肺炎球菌について述べておきますと、まず肺炎球菌ワクチンとはどんなワクチンなのか。高齢者の市中肺炎で最も多い起炎菌である肺炎球菌に有効なワクチンであり、市中肺炎というのは、一般家庭、病院でないところで肺炎にかかれた方を申します。肺炎球菌以外による肺炎には効果はありませんので、すべての肺炎を予防するというわけではございません。

日本人の死因の4番目が肺炎でありまして、決して脅すわけではありませんが、高齢者を中心に肺炎で亡くなる方は年間8万人に達しております。インフルエンザにかかった高齢者の約4分の1が細菌性肺炎になるとも言われております。悪化が速い場合には、治療の効果が出る前に死亡することも少なくありません。肺炎の死亡率は薬や医療技術の向上などによって最近まで低下していましたが、しかし、最近再び上昇しております。

70歳未満の市中肺炎の起炎菌はマイコプラズマという病原体が圧倒的に多く、肺炎球菌は2番目であります。がしかし、70歳以上の市中肺炎の起炎菌は肺炎球菌が一番多く、インフルエンザ菌、嫌気性菌、緑膿菌と続きます。

肺炎球菌が引き起こす主な病気といたしましては、肺炎、気管支炎など呼吸器感染症の他、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などがあります。日本では高齢者の重症市中肺炎の約50%と院内肺炎の10%が肺炎球菌によるものであります。近年、ペニシリンなどの抗生物質

がききにくい肺炎球菌が増加し、30から50%にも及ぶと言われております。肺炎球菌ワクチンはこのような肺炎耐性菌にも効果があります。

そこで質問でございますが、高齢者に肺炎予防策はどのような指導、周知されておるのか、お伺いさせていただきます。

次に、民間福祉施設の再質問でございますが、社会福祉と児童課、高齢者福祉課等で一応対応しているということでございますが、まだまだ市民の方にはこのようなシステムがあるということ自体を知らずに泣き寝入りされている方がおられると聞いております。市民の方にこのようなシステムをどのように周知されているのか、お伺いさせていただきます。

また、相談された方が納得された場合は解決できますが、解決が長引いたとき等の相談とか、そのフォロー、その辺はどういうような体制でやっておられるのか見解を伺います。

以上で再質問お願いいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、少子化対策についてでございますが、地域における子育て支援の今後の具体的な施策の展開につきましては、野洲市の次世代育成計画、行動計画によって具体的に進めておる状況でございます。先ほど言われました子育て支援センターにつきましては、福祉保健センターの方に開設をいたし、充実を図っていくと、こういう考え方で進めていきたいと思っております。

次世代の行動計画につきましては、先ほど言われましたように、平成17年度から26年度までの計画期間でございますが、前期5カ年について定めているものに従って順次進めていくと、こういう考え方でございます。後期計画につきましては、住民意向の調査を計画し、市民のニーズを的確に把握しながら住民参加を求めながら子育て支援を進めるまちづくりを目指していきたいと考えている状況でございます。

それから、2点目の肺炎球菌ワクチンの指導の部分でございます。これにつきましては、公費負担の助成につきましては、先ほど申しましたように、国、県の動向が一番注視されますので、その動向によって考えていきたいと考えております。

また、高齢者の肺炎予防対策についてでございますが、高齢者が肺炎にかからないための予防接種以外に、日ごろの健康づくりが重要と認識しております。

そこで、本市では肺炎予防のための健康教室を老人クラブ、地域ふれあいサロン等の参

加者に対して行っておる状況です。その内容につきましては、インフルエンザや風邪に続いて肺炎になる場合が多く、まずその予防が大切であるということ、また、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養と睡眠で体力、免疫力を維持すること、あるいは、食物や口の中の細菌が原因となる誤嚥性の肺炎を予防するために、うがい、歯磨き、入れ歯の手入れ等、口の中の部分を清潔に保つということでございます。また、たばこは呼吸器疾患を悪化させる原因となります。吸わないこと、受動喫煙にも気をつけること等の周知を図っている状況でございます。

福祉サービスの苦情の周知につきましては、広報紙等、また、その業務に携わる包括支援センター等の係が直接その本人と相談業務を受け持ち、対応をしている状況でありますので、これにつきましても、今後訪れます高齢化の対策としまして、やはり相談体制の充実なり、そういった周知方法が肝要かと思っておりますので、そういった面にあわせて努力をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） では、再々質問させていただきます。

最初の少子化対策でございますが、地域の方々と連携をとりながら子育て支援事業がスムーズに行えることを要望しておきます。

次に2番目ですけれども、これは一言、最後に市長にお伺いしたいのですけれども、本市の中において若い子育て世代の方々にとって本当に子育てしやすい環境づくりが整うことが少子化対策の一環を担うものであると考えますが、市長は今回の予算におきまして子育て・子育て支援の充実とあります。本当に素晴らしいことだ思っておりますが、そこで、本市の未来を担う子どもたちへの思いと少子化対策への思いを、できたら市長からお伺いさせていただきたいと思っております。

次に、肺炎ワクチンの件ですけれども、高齢者に対して安心・安全な住みやすい本市づくりのためにも、政策の1つと位置付けてほしいものでありますので、ぜひとも今後また取り組みしてほしいと要望しておきます。

民間福祉施設の再々質問ですけれども、福祉サービスだけに地域に応じた形でのサービスとなります。また、財源も切り詰めた中でのサービスになりますが、市民の皆様が喜んで、お互いにサービスを受ける側とサービスを提供する側が納得できる体制づくりをより取り組んでいかれることを要望しておきまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ご指名でございますので、お答えをさせていただきたいと思
います。

子育てにつきましては、いろんな方法があるのですが、私は、生まれる前から妊婦さん
の健康診断からずっと加えて、そして発達障がい、こういうことにも早期発見をして療育
事業を充実しながら、それで立派な心身共にいつも申し上げますけど、そういう立派な
子どもさんをつくっていきたい。

それともう一点は、それを物理的にどうするかということなのですが、やっぱり医療機
関の充実もこれも必要だと思いますし、それと今若いお母さん方、あるいはお父さんもそ
うなのですが、仕事につくことが非常に多くなってまいっております。三世代お住みにな
っている集落のおじいさん、おばあさんでもやっぱり孫を育てていけないといけな
いという実態があるわけなのですが、ややもすれば、少ない兄弟の中でそういう子どもの育て方
にいろんな問題が生じているのではないかというような思いもいたしますので、子育て支
援センター等を十分に活用いただいて、そして自分の孫さんがどういうふう
に発達してい
くのか、あるいは発達の途上に障がいがあるのではないかと、そういう早期発見もやっ
ぱり必要ですから、お互いに社会的に忙しい生活の中ですから、そういうものが遅れるとい
うこともございますので、そういうことをきちっと社会全体で、あるいは行政全体の仕組
みの中で見届けて育てていこうと、こんな思いをいたしております。

そういうことで、あらゆる手段を講じて立派な子どもさんを育てていききたいと、こうい
う思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第5号、第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。私は、3点質問をさせていただき
たいと思います。

まず、1点目でございますが、市民憲章の制定についてお伺いをしたいと思います。

市民憲章は、市民生活の最高規範であり、市民が自分のまちをよくするために、自分
ができるよいことは具体的に自覚し、それをできる範囲で気持ちよく実行しようとする姿勢
をはぐくむという大きな役割を持っております。また、市民憲章の推進活動は、そのよ
うな役割を具現化するために続けられると言っても過言ではありません。市民に、自助・

自立の気構えを気分よく喚起させる市民憲章がまちづくりにおいて果すべき役割は、ますます大きくなっていると思われます。

当市は、合併後3年を経過し、まちづくり基本条例も昨年10月1日から施行されました。当市と同時期、平成16年10月1日に合併いたしました湖南、甲賀の両市は、既に翌17年11月20日に制定されています。県下13市の中で市民憲章が制定されていないのは、当市の他、米原、高島市の3市のみであります。

平成17年度第2回野洲市議会定例会において、本件に関し、市民憲章はまちづくり基本条例と不可分の関係にあり、まちづくり基本条例制定後、条例との整合性を基本において、そのあり方を含め検討するとの答弁をされておりますが、市民憲章の制定作業について、現在どのような取り組みをされているのか、その進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

2点目に、地域福祉計画の進捗状況及び課題についてお伺いいたします。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市の行政計画で、また、社会福祉法第4条にも規定された地域福祉の推進を目的として策定する計画であります。また、地域福祉計画は市民誰もが住み慣れたまちや地域で安心して暮らすことのできるまちづくりにとって大切な計画であります。市民・住民の視点、立場に立った地域における社会福祉の総合化が求められております。したがって、その過程においては、市民参加が必要不可欠な計画であると言えます。

当市においては、平成17年6月に地域福祉計画策定委員会が設置されました。本委員会では、防犯・防災部会、福祉保健部会、生活環境部会、子育て部会の4つの専門部会並びに各学区地域福祉を進める会を設けて検討が重ねられて、平成19年3月に策定されました。

については、策定後約1年を迎えるにあたり、当計画においてどのように計画の進捗状況が点検、評価されているのか、また、どのような市民参画による推進体制がつけられているのか、お伺いしたいと思います。そして、当市の福祉計画の全体的な進捗状況及び課題についてもあわせてお伺いをいたします。

3点目についてお伺いいたします。景観条例の制定について。

野洲市は、近江富士と呼ばれる秀麗な姿の三上山や里山、さらに潤いと実りを与える野洲川等地域の河川すべてが流れる琵琶湖など、他の地域に見られない貴重な自然を有すると共に、多くの銅鐸が出土し、古墳や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産を有するまちで、

このように美しい野洲市の景観は、人々が昔から守り育て、伝えてきてくれた私たちの大きな財産でもあります。

その景観について、適正な維持・保全あるいは新たな創出・再生を考えると、行政だけで進めていけるものではなく、まさしく地域と共に市民が主体となって柔軟に取り組むことができる仕組みが必要であると考えます。

また、さまざまな分野で展開されておりますまちづくりの中で、景観に関する取り組みにつきましては、協働、パートナーシップの視点が取り込まれることによって、より活発で安定感のある地域コミュニティの構築が図られていくのではないのでしょうか。

滋賀県では、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例が昭和60年7月に制定され、当市におきましても、吉川他9地区の自治会が県と近隣景観形成協定を結び、地域の景観維持等に積極的に取り組んできました。

平成16年6月にはさらに景観法が施行され、大津、彦根、近江八幡、栗東、高島、長浜の6市は既に景観条例が制定されております。守山市もこの3月議会に上程される予定であります。当市におきましても、まちの景観を守っていくには、都市計画の手法を活用して、建築物や工作物のデザイン・色彩や高さ制限等都市計画マスタープランとの整合性のもと景観計画を策定し、景観条例の制定がぜひとも必要であると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

以上、3点についてよろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 奥村議員の市民憲章の制定についてのご質問にお答えいたします。

市民憲章は、市民の精神的な心得として市民が守るべき事柄などを箇条書きにしているものが一般的であります。その性質から、市民の共感に基づいた自発的行動意欲を喚起することに期待するものであります。一方で、条例は法的実効性が求められるものであり、性格や表現方法に違いがあります。

本市では、これまでの市民の多様で熱心な活動に焦点を当て、野洲市が野洲市としてふさわしいまちづくりのありようを模索し、実効力も備わっているものとして法規範によるまちづくり基本条例の検討を進めてまいりました。

まちづくり基本条例は、まちづくりの理念である人権と環境を土台に生きる意味が実感できる地域社会づくりを明文化し、まちづくりのありようとして、市民や市の役割など、

まちづくりの基本的なルールを編み上げたものであります。本市のまちづくりの最高規範として位置付けております。

合併から3年を経過し、野洲市まちづくり基本条例を施行し、同時期に第1次野洲市総合計画を制定し運用を開始しました。この条例を原動力に将来の進むべき方向を指し示した総合計画が機能する野洲市の本格的なまちづくりがスタートしたと言えます。まちづくり基本条例が基本理念のみを規定したものであれば市民憲章と変わらないものですが、この条例は、理念を実現するための各主体の役割や具体的な制度を盛り込んだ総合的な法規範であります。

このことから、まずはこの条例を守り育てていくことが大切であり、より一層市民自らのものとして実効あるものにしていくことが先決であると考えております。その上で、市民の盛り上がりにより、市民憲章の必要性についての意見や議論にゆだねていくものと考えておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは続きまして、奥村議員の地域福祉計画の進捗状況及び課題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年3月に策定した地域福祉計画は、近年の少子高齢化や生活スタイルの変化などにより、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足することで、地域で解決しなければならないさまざまな生活課題を他人事とせず、自らの問題としてとらえ、住民の支え合いによる住みよいまちづくりを目指したものでございます。初年度となる19年度は、各自治会の推薦委員86名と、14名の民生委員・児童委員さんに加わっていただき、合わせて100名による地域福祉を進める会を発足し、地域福祉計画に定めた各学区のまちづくり目標の実現に向けて活動を進めているところでございます。

活動内容としましては、地域福祉計画の目的や委員の役割について互いに学び合うと共に、実践活動としまして、わがまち再発見ウォーキングの実施や、先進事例を学ぶために身近な講師を招いて学習会などを行っているところであり、地域福祉は市民自らが、つくり上げていかなければならないという協働の考え方が序々に浸透しつつあります。

課題としましては、計画にかかわっていただいた委員の多くが交代されたことから、本計画の趣旨や学区課題の共通理解にとどまり、具体的な活動や市民啓発に至らなかったことと考えております。このことから、2年目となる20年度では地域福祉を進める会の取り組みを自治会や関係する福祉団体等との連携を図りながら、地域住民の方々に発信でき

るような取り組みにしていかなければならないと考えております。

また、本計画を着実に推進するためには、関係課で組織する庁内専門部会により、各学区で出された取り組み課題や進め方の評価・点検を行わなければならないと考えておりますが、現在のところ、各学区の取り組み状況が評価・点検するまでには至らなかったことから、専門部会の立ち上げができなかったものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、3点目の景観条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、野洲市には美しい三上山と里山の風景、四季折々の美しい田園風景、鎮守の森をはじめとする地域の風景、そして、まちに潤いを与えてくれる野洲川、母なる琵琶湖の風景などがあります。これらは後世に引き継ぐべき貴重な財産と認識しております。

ご承知のとおり、滋賀県では今年度におきまして景観計画を策定中でありまして、あわせて、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例が改正される予定でございます。景観行政団体にない市町においては、県の景観計画が適用されることとなりますが、今後、景観行政団体となる市町については、この県計画を踏まえながら、市の独自性を加味した上で、景観計画を策定することになります。本市においても、景観行政の必要性については十分承知しておるところであります。現在では建築協定や地区計画制度で景観を保全する方策として取り組んでいますが、今後は、市といたしまして、独自の風景づくりの明確化を図り、行政団体として取り組む範囲などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ目は、まちづくり基本条例の基本理念は市民憲章と変わらないということですが、私は市民憲章は全く別のものであると思っております。市民憲章は市民生活の最高規範であります。市民が自分のまちをよくするための誓いを立てるということに他ならないわけでありまして。また、市民のまちに対する愛情を醸成し、まちづくりへの参加意

欲を喚起するという大きな意味があります。自分の住むまちへの愛情が芽生え、まちづくりへの関心や意欲がわくものと思われます。このように、市民憲章の意義や役割を考えますと、市民憲章の制定は市民にとってぜひとも必要と思ひますが、再度所見を伺いたひと思ひます。

次に、野洲市の7学区におひては、ただいま答弁いただきました自治会の推薦委員86名、民生委員さんが14名、計100名で地域福祉を進める会が結成されたとのことありますが、学区ごとに現在どのような取り組みをされているのか。また、取り組みの中で何が一番地域で課題となっているのか、あわせてお伺ひしたいと思ひます。

2番目には、野洲市の地域福祉計画は平成19年度から25年度を目標とされておひますが、年度ごとの推進目標、推進体制はどのように策定されているのか、お伺ひをしたいと思ひます。

3点目でございますが、景観づくりにつきましては、中心市街地の活性と共に、都市計画マスタープランでもまちづくりの将来ビジョン、行政と市民の協働作業として重要な位置を占めるものと思われます。したがひまして、自然環境保全及び都市景観形成上からも、また、都市計画マスタープランとの整合性からも景観計画を策定して景観条例の制定化に向けた作業を早急に進めるべきと考えますが、具体的なスケジュールについてはどのように考えておられるのか、お伺ひをしたいと思ひます。よろしくおひいします。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 奥村議員の市民憲章制定についての再質問にお答えさせていただきます。

奥村議員の方から、市民憲章は基本条例とは別のものであるとご指摘をいただいたわけでございますけども、先ほどもお答えさせていただきましたように、まちづくりという理念においては共通するものがあると考えておひます。それで、先ほどもお答えいたしましたように、今基本条例を守り育てていくことが大切であり、この基本条例を市民の皆さんに実効あるものとしての啓発を重点的に行いたひと思ひます。その後、市民の盛り上がりによって市民憲章の必要性についての意見、議論をしていただきまして、必要とあればその制定に向けて取り組んでまいりたいと考えておひますので、どうぞご理解のほどよろしくおひいいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

学区ごとの取り組みということでございますが、この件につきましては、昨年の行政懇談会の折にも自治会長の皆様に少しご紹介申し上げてご協力も賜ったところでございますけれども、まず野洲学区につきましては、主な課題としてというのか、目標として、一人暮らしの高齢者、子どもが安心して暮らせる地域をつくっていかうということで地域課題を定めていただいているところでございます。先ほど言いましたように、少し桜生の自治会長がいろいろと福祉については経験が豊富ということで、この方を招いて学習会というのか、共にということもさせていただきました。

ただ、全般に言えることなのですが、現在お越しいただいている委員さん自身が、自治会の役員の方もおられるのですが、個人的にというのか推薦いただいたということで、自治会の場で発言するというのか、そういう位置付けが少し課題であると考えております。

北野につきましては、地域でのコミュニケーションの推進をしていかうということで、コミュニケーションを進めていかうということで図ってございまして、先ほど申しました再発見ウォークラリーということで、進める会の委員が地域を歩くことによっていろいろと気づきをしていかうということで取り組みをしておりますが、少し住民の移動が多いということもありまして、住民相互のつながりというのが希薄であるということで、今後、やっぱり協働を進めることを高めていきたいというように考えております。

三上学区につきましては、みんなで安心して暮らせる地域をつくらうということで、防犯・防災の部分を取り組んでいかうということで、防災のマップをもう一度みんなでつくっていかうというような方向付けがようやくできたところでございますが、まさにこういう部分は自治会の連携がなければできないということも考えております。

祇王につきましては、子育てについて考えていかうということで、子育ての応援マップをつくっていかうというような活動を進める中で、自治会、また核となるコミセン、こちらと、また子育てというか学校等ともやっぱり連携を図っていかなければならない。

篠原につきましては、地域内のコミュニケーションを深めようということで取り組んでございまして、少しビデオ学習なども進めておったところですが、こちらでも少し委員交代があったということでもありますけれども、スタート段階では自治会長もこの会に入って参加いただきまして、共に学び合うところからスタートさせていただいたのですけれども。

続きまして、中里につきましては、子どもが安心して過ごせる地域をつくっていかうと

いうことで、自治会の子ども対象の行事、スクールガードの情報をいろいろとお互いに情報交換を進めたものでございます。

課題としては、これら等地域とのまだまだ外へ出ていない部分がありますので、地域との連携が課題だということです。

最後に、兵主学区につきましては、隣組単位で見守りができる地域づくりをしていこうというのが1つの大きな地域課題としてとらまえておりまして、消防署とも災害の地図上の訓練などを少しやったり、その辺のノウハウも研修をしたところでございます。今後、そういう地域の方が触れ合える場をどうつくっていくのかというのが、今後、課題として取り組んでいかなければならない。

2点目の、福祉計画年度ごとの推進目標ということでございますが、計画につきましては平成25年度まで、これは総合計画の第1期と合わせておるものでございますけども、その中で長期目標と短期目標ということで地域のまちづくりの目標を掲げております。

そこで、個々の年度目標につきましては定めておらないところでございますけれども、今後、進める会が学区で進めてまいりますので、その中で一応我々としては2年間の委員さんをお願いしておりますので、2年単位で各学区でどこまで進めていこうという部分をお決めいただいて、今後、部内でも検討していかなければならない点検・評価につなげていきたいと考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 奥村議員の景観条例の制定スケジュール等にご質問があったと思いますが、議員質問がありましたように、滋賀県では6市がそれぞれ制定されております。そうした6市につきましては、既に開発許可なり、あるいはまた屋外広告物の許可権限を持った市でございます。そうした中で、野洲市では平成21年度に開発行為の許可等に関する事務、あるいは屋外広告物の許可等に関する事務の権限委譲を受ける予定を計画しております。そのため、20年度におきましては、その条例の制定、あるいは県との調整ということでそれに集中していきたいと思っておりますので、そうした中でこの権限委譲を受けた後の景観条例の団体の移行や、そうした条例等についても検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれど、市民憲章よりまちづくり基本条例を守り育てていくことが先決だという答弁をいただいたわけですが、まちづくり基本条例推進委員会がもう既にスタートしまして、市民に浸透を図るべく検討が既に進んでおります。これは先ほども申しましたように、17年6月の定例議会においても、このまちづくり基本条例ができたならこの市民憲章についても検討作業に入るという答弁がされているわけですから、できるだけこれは早く制定すべきだと思います。

そこで、最近、市民憲章はやっぱり声を出して読む、美しい日本語の例として市民憲章の文章が最近見直されてきております。また、日本人の国民性に合った法規表現を根本的に検証する材料としても注目されつつあります。このように市民憲章は市民一人ひとりが21世紀の社会を考える上で大きな意味を持つものであります。市民憲章の制定はぜひとも必要であると思いますので、早急に市民憲章制定委員会を設置していただきまして、できるだけ早い時期に制定していただけるよう、これは要望としておきたいと思います。

それと、2番目の地域福祉計画であります、先ほどの答弁の中で市役所の関係課で組織する専門部会を立ち上げるという答弁をいただきました。この本計画策定後1年を経過しております。どのような分野での専門部会を市役所の中で検討されているのか、その時期と推進体制についてあわせてお伺いをしたいと思います。

それと、ただいま学区別の取り組みと課題について報告をいただいたわけですが、私よく聞きますのは、各地区の民生委員さんが高齢者に対するサロン活動等を実施したいのだけれど、なかなか地元の自治会が、自治会長の協力が得られないということを民生委員さんからこれまでたびたび聞いております。私はこの地域福祉に対する意識がまだまだ末端自治会においては薄い地区もあろうかと存じます。

この地域福祉を推進していくには、ネットワークづくりが大事じゃないかと私は思っております。これは私が滋賀県の福祉学会というのがあるのですが、この滋賀県の福祉学会で発表したときのものを今日持ってきたのですが、まずこういった地域福祉の推進をしていくにつきましたは、自治会が中心となって、こういったネットワークの構築が必要ではなかろうかというふうに思います。

まず、これ説明いたしますと、警察署、これは所轄の駐在さんなんかには春と秋の、交通弱者と言われる子ども・お年寄りの交通安全についての話に来ていただくというようなことで、ネットワークの中に入れていただく。それから民生・児童委員さんはもちろんのこ

とであります。それと、福祉推進員さん、これは各地域におられますので、こういった方も入っていただく。それと、医師会ですけれど、これは守山、野洲の医師会がございます。これはお年寄りの健康相談、あるいは子どもの健康についての医師の派遣をしてくれます。医師会の方はそれに対しての報酬は全部医師会の方で負担してくれますので、自治会で負担する必要はありません。これは市の保健センターから手配していただいたら来ていただきますし、医師も地域の開業医が大体中心になって来ていただきますので、お年寄りも顔なじみの先生ということで非常に親近感が持てて相談等をよくしていただいております。

それと、健康推進員さんも入っていただくと。それから、市の保健師さん、これ来ていただいて、お年寄りの血圧測定だとか健康相談にも乗っていただいております。それから、これはボランティアグループ、紙芝居だとか人形劇だとか、いろいろなボランティアグループがありますから、こういった人たちに来ていただく。それと、消防署ですけど、これも春と秋の火災予防運動、子どもの火遊び、あるいはお年寄りの寝たばこだとか火災予防に関する話に来ていただいております。

それと、子ども会の役員さんももちろん入っていただいて、こういうネットワークを構築するということで、例えば私は12年から4年間、どこの自治会でもまだ取り組んでなかった時期であります。4年間実施してまいりました。お年寄りの高齢者のサロン活動は、お年寄りが集まられて、名前も私どもはむつみ会という名前をつけたのですが、この中でリーダー、サブリーダーを決めていただくということ。それと、子育て支援については保育園・幼稚園に行っていない未就園児を対象とした子育てサロン、ピヨッコクラブという名前で実施したのですが、これもリーダー、サブリーダーを決めると、この人たちが中心になって運営してくれますので、いろいろな外部のそういう講師の要請等をする場合は我々がお手伝いしてやりますが、会の運営はその人たちがやってくれますので、まず市民健康福祉部の方で学区の自治会にこういった地域福祉を推進される場合は、こういうネットワークづくりをまずご指導いただいたらいいのではないかなというふうに思っておりますが、この点についての所見を伺いたいというふうに思います。

それと最後に、景観づくりの件であります。滋賀県では、関連します。質問させていただきます。景観風景条例というのが滋賀県にはございます。近隣景観形成協定が18年度末現在で、これ滋賀県で出しておる冊子なのですが、13市8町80地区の自治会が知事との間に協定を締結いたしまして、地域での景観に取り組んでおります。トップは滋賀県の中では近江八幡が16地区の自治会がやっております、2位は野洲市であり

ます。10地区の自治会が協定を結んで実施しております。この10地区の地域の景観に非常に積極的に取り組んできたのですが、野洲市は今県下で2位なのですが、全部旧中主町なのです。吉川、安治、西河原、小比江、比留田、木部、吉地、堤、菖蒲、虫生と。虫生も今この20年度でも予算が上がっておりますけれど、全部旧中主町の方でこういう地域の景観に積極的に取り組んでまいりました。きのうも話が出ていましたテーマパーク等もこういった地域の人たちが取り組んでおるわけでありませう。

旧野洲町はどこの自治会も協定を結んでいないのですけれど、これまで自治会長を長年された方に数名聞いてみましたけれど、この話については自治会としては全然これまで聞いてないということを誰もがおっしゃっておるのですが、こういう協定につきましては、現在、県が3分の1、各市町村が3分の1、地元3分の1の負担で、協定結びますと、10年間事業を5回できるということになっております。

ちなみに、非常に県の財政厳しいですから20年度からはそれぞれ4分の1ずつの負担というふうに県の方は変えるようでございますけれど、何で、これ早くからこういう景観条例に基づいた地域での景観協定の助成システムがあったのですが、されてこなかったのか、わかりましたらお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の再々質問にお答えを申し上げます。

1点目は、専門部会についてのご質問でございます。先ほども申し上げましたように、具体的には立ち上がってはおりませんのですけども、この地域福祉計画自身があらゆる生活全般にわたる課題を自らの課題として取り組んでいこうということで視点をとらまえておりますので、今考えておりますのは、これまでも計画策定にも一部つくっておったのですけども、防犯・防災の部会が1つと、福祉保健部会、それから生活環境の部会、そして子育ての部会という4つの部会を定めていって、それぞれの学区で出された課題でやっぱり地域で行政で支援する部分を検討していく、また推進していくということで、ここに関係する課が構成員として進めてまいりたいと考えておりますし、時期につきましては、部会の進捗状況もございませうけども、20年度中にこの部会を立ち上げて学区が進めていただくのとあわせて庁内でも進めてまいりたいと考えております。

そうしまして、もう一点、今地域でのネットワークという部分もおっしゃっていただき

ましたし、いい実例をご紹介をいただいたと考えております。私どももこの地域福祉を進める中で、地域の支え合いのためには、おっしゃるようないろんな皆さんの支えというのがネットワークが大事だと考えておりますので、今お示しをいただきました内容についても進める会でも話を進めると共に、自治会の方へも働きかけをしていかなければならないと考えております。

そうしまして、民生委員さんの活動について少しお触れいただいたところでございますけれども、民生委員さんは今年の12月1日でまた新たに3年間のスタートをいただいたところでございますけれども、国の方ではできるだけ2期6年以上はご経験をいただきたいということでお願いを申し上げているのですが、実際には半数ぐらいの方が毎回の改正時に交代をされるということで、少し経験豊富な委員さんというのがだんだん少なくなってまいりました。その部分も踏まえまして、自治会とも連携いただけるように、また、民生委員さんの方にも話を出させていただいて、うまく連携がいけるようになればと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 奥村議員の再度の質問でございますが、旧中主町ではそれぞれの自治会で協定を結んで取り組みもされたということで、旧野洲町での現状でございます。旧野洲町につきましては、景観の維持形成につきましては、自治会への取り組みということにおきましては、自治会をはじめ、関係団体等におきまして集会所や公園の敷地、あるいは植樹のプランターなどの設置等に対して緑の補助金というか、そういうような補助をしてきたところでございます。そしてあわせて、旧野洲町といたしましては、中山道沿いあるいは地域の要所要所にポケットパークといいますか、そうしたものを整備しながら景観に取り組んできたという現状でございますので、よろしくお願いいたします。お答えといたします。

○議長（林 克君） 次に、通告第6号、第8番、西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 8番、西本俊吉です。

今、地球温暖化が大きな環境問題として取り上げられ、この6月には各国の首脳が北海道洞爺湖に集まり、環境問題を中心課題としたサミットが開催されます。また、地球温暖化対策と共に、限りある地下鉱物資源の節約が全世界で取り組むべき喫緊の課題となりつつあります。このような観点から、世界の流れとしていわゆる自転車の復活というのです

か、活用を求める声が増しに高まってきております。そこで、今回、私は市内の自転車道に関して、まずご質問したいと思います。

市民が親しみながら健康づくりを实践する施設として、既に自転車と歩行者の専用道路、サイクリングロードが過去に整備されています。野洲市内には、大篠原・篠原駅間の2.8キロメートル、大山川橋から第二びわこ学園間の2キロメートル、希望が丘文化公園から桜生間の1.6キロメートル、国道8号線の野洲川大橋から県道野洲川橋間の2.4キロメートル、これは河川敷内に設けられているものです。さらに、富波湖州平から総合体育館間1.4キロメートル、さらに、比留田地先から家棟川河口付近までの3.4キロの6カ所、総延長にしますと13.6キロがあります。

このうち、比留田家棟川出口付近のこのサイクリングロードは、旧中主町において開設当初、さらに上流の童子川合流地点、あるいは童子川の河畔も使った虫生地先から家棟川出口間の約5キロぐらいの延長があったように記憶しています。いつの間にか1.5キロメートル余りのサイクリングロードが位置付けから除外されているということになります。この原因がどこにあるのか、私は非常に不思議でなりません。サイクリングロードは市民の財産であると同時に、身近に自然を満喫し、と同時に環境問題を考える場、自らの健康づくりの場として活用すべきと考えます。

以下、幾つかの点についてお尋ねいたします。

現在、市内この6カ所のサイクリングロードの維持管理はどのように行われているのか。また、今後において、これらの道をリニューアル、復旧していく計画はお持ちなのかどうかということ。

それから第2点目、市内のサイクリングロードを有効的に結んでいく計画はないのか。特に市長はいつも、2町が合併し野洲市になって3年という言い方をされます。私も山から湖までの自転車で安心してできるロードが1本ぐらいあってもいいのじゃないかと考えます。そういう観点からの答えを求めます。

現在の一般道路と交差する箇所での安全対策は、実質上、私が見ました限りにおいては、非常に危険な状態であります。これらに対する安全対策、この手だてについてお尋ねしたいと思います。

また、同時に、利用者がこのサイクリングロードを使われても、生理的な気持ちがあっても途中にはトイレがほとんどありません。やはりある程度の距離のところには公衆トイレといますか、その附帯設備としてのトイレ等が必要じゃないかと思えます。この辺

についてのお尋ねをしたいと思います。

また、できれば、今後、再整備された上でサイクリングロードマップ等をきちっとこしらえ、市民の皆様に周知すると共に、外から来られる観光客にもPRしていき、1つの自然環境を大事にする市としてのイメージアップにつなげる、これも1つの方法じゃないかと思います。

また一方、家棟川の河口には自然な生態系と環境をテーマとした家棟川のビオトープが、これは国の事業としてなされたように記憶しています。自然な生物の生態系と周辺環境をテーマとしたビオトープ、人の手を加えずが基本原則とは認識しておりますけれども、現在の状態は荒れ放題と言って過言でないほど、ごみの散乱、水質も夏場になりますと非常に悪くなります。また、外来生物の生息など、問題点が多いと思います。この維持管理について、または、環境いわゆる清掃等美化について関係機関と協議しながら今後改善していただきたいと思うのですが、これに対するお答えを賜りたいと思います。

次に、学童保育所と放課後の子ども教室について質問します。

私は、昨年12月議会の場におきましても、この問題につきましてこの場において質問させていただきました。その中身といただきました答弁を要約すれば、一つには、学童保育所で定員オーバーとなり受け入れることのできない、いわば学童保育所の待機児童を、これを補完する目的で20年度から放課後子ども教室を実施、開設していく。

2つ目には、学童保育所と放課後子ども教室、この2つの機関が協力し連携と融合を図りつつ、質的な面での確保に努める、このようであったと記憶していただいております。今まで待機児童となっていた子どもたちを放課後子ども教室で受け入れようとするこの対応は、以前より一定前進していると考えられなくもありません。しかし、いわば野洲方式とも言えるこの対応のみで今後における課題の解決につながるか、いささか私は疑問を感じております。

具体的にお尋ねします。

厚生労働省所管の学童保育所と文部科学省所管の放課後子ども教室、それぞれの趣旨、目的の違いを伺います。

2番目に、保護者から希望が出てきたとき、市内の各学校での年間を通した放課後子ども教室への受け入れが今後可能となっていくのかどうか、お伺いいたします。

3番目、規模の大きい学童保育所に事故やトラブルが集中する傾向があり、このことから国において定員規模の縮小を指導していますが、これに対して本市の現状並びに今後ど

のように図っていかれるのか、その必要性があればその対策をお聞きしたいと思います。

以上、大まかな設問でございますけれども、一つ誠意のあるご答弁を求めます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

なお、教育部長から報告がありますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長（北口 守君） 失礼いたします。去る3月6日の議案質疑でございます。中田議員のご質問、議題21号平成20年度野洲市一般会計予算の中での消防費中の工事の関係で数値に誤りがございましたので、おわびを申し上げると共に、訂正をさせていただきます。

防災センターのグラウンドの舗装内容についてのご質問でございました。舗装は幅11メートル、長さ約100メートルとお答えをさせていただきましたが、再確認をいたしましたところ、幅11メートル、長さ72メートルでございましたので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 西本議員のサイクリングロードについてお答えをいたします。

1点目の維持管理についてであります。野洲市はサイクリングロードを6路線有し、路線の維持管理につきましては、施設の機能維持のため、傷みの著しいところは補修し、あるいは除草等を行っております。

2点目の市内サイクリングロードの連結であります。サイクリングロードは河川の一部を占用して設置しております。ご指摘の富波乙地先の中ノ池川線、あるいは富波住宅14号線ということで、これは総合体育館までの自転車道と比留田野田自転車道線の2つの路線を連結整備いたしますと、議員ご指摘のとおり、市街地から琵琶湖までの路線が一体となり、サイクリングロードがより有効になると考えております。つきましては、今後の利用状況を勘案し、事業の是非につきまして検討してまいりたいと考えております。

3点目の、一般道路と交差する箇所での安全対策と、利用者が安心して使用できるトイ

レの設置でございますが、一般道路とサイクリングロードが交差する箇所では、一部車どめブロックを設置するなど、利用者の安全を図っております。なお、全線にわたって安全性を再確認し、必要に応じて安全対策に努めてまいりたいと考えております。また、トイレの設置につきましては、設置することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 西本議員のご質問のサイクリングロード、ビオトープに関するご質問にお答えいたします。

質問の4点目のサイクリングロードマップ作成と観光誘致への活用についてであります。現在、主な自転車道が掲載された地図としては、野洲市観光物産協会が作成された史跡等案内図があります。この地図には、自転車道に加えまして、史跡、施設、それからそれらの説明、道路、交差点名などが掲載され、総合的な地図として好評を得ております。今後もこの地図の内容をより充実させまして、サイクリングロードマップとしても活用していきたいと考えております。

次に、5点目のビオトープの維持管理についてのご質問であります。ご指摘の家棟川ビオトープは、今年度から施設の維持管理が国から滋賀県へ移管され、現在、県の河港課及び南部振興局の管理調整課で維持管理が行われています。今後、適正な維持管理が行われるよう県に要望しますと共に、市としても、さらに利活用を図っていききたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 西本議員の学童保育と放課後子ども教室についてのご質問にお答えいたします。

子どもの安全で穏やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実を図るため、平成19年度から国の施策として放課後子どもプランが実施されています。

野洲市においても平成19年度から、本市の状況を踏まえ、総合的な放課後対策として野洲市放課後子どもプランとして子どもたちの自主的な学習の場や、安心・安全な居場所の充実を図ることを目的として子ども教室を開催しています。

一方、学童保育所は、共働き家庭など留守家庭のおおむね低学年児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中に、適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図ることを目的として実施しているところであります。

次に、年間を通して児童の受け入れ態勢についてであります。平成19年度は全学年を対象に長期休業期間のみ実施しましたが、平成20年度につきましては、学童を希望される方が多く、その補完事業として学童保育所の申し込みの中で定員を超える児童を対象として、年間を通して開催する通年教室を野洲小学校と中主小学校で開催いたします。また、長期休業期間に開催する季節子ども教室を、野洲、中主、北野、祇王、三上の5つの小学校で開催するよう準備を進めています。

次に、学童保育所についてお答えします。

学童保育所の定員規模について、国から示されているのは、指導ということではなく、放課後児童クラブを運営するにあたって必要な基本的事項を示し、望ましい方向性を示すものとして、平成19年10月に国において放課後児童クラブガイドラインが策定されたものです。このガイドラインには、放課後児童クラブの規模として、「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」との方向性が示されています。本市としては、平成18年10月に野洲市放課後児童クラブ運営基準において、「集団活動の規模は、入所40人までを保育単位とし、上限を超えた場合は、原則として分割保育とする」と定めており、40人を1つの基準として指導員の配置を行うなど、児童の放課後の生活に配慮した運営に努めているところです。

また、1放課後児童クラブの規模について、最大70人までということについては、現状の施設の状況により、分割が可能な学童保育所においては、1学童の規模の縮小を図っているところでございます。現状施設の状況により分割が難しい施設もありますが、平成22年度を目途に、引き続き学童保育所における集団規模の適正化について検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再質問させていただきます。

まず、先ほども申し上げましたけれども、自転車というのものが世界中で見直されつつあるというご認識は持っていただけていると思います。特に、この前もフランスのパリで今

まで車で帰っておられたサラリーマン等が自転車で、いわゆる温暖化防止のために多くの方が通勤されているというようなことも報道されておりますし、我々もついこの前までは自家用車ってないような時代から今日に至っていますから、その辺を考えたときに、やはりもっともっとその辺については、それぞれが自然環境とか、それからエネルギー資源の面からもやっぱり推進していくべきものじゃないかなというふうに考えます。

そこで、維持管理につきましては、現在それなりにやっているというお答えなのですが、実際、私が見ましたところで、例えば大篠原地先から篠原駅前の間のところできますと、いつから整備されていないのか、途中のベンチ、休憩場所も朽ち果てて横にこけています。これも写真撮ってくるとよかったですけれども、これはもう間違いないです。道は管理だけれども、施設は管理でないのか、その辺も改めて聞いておきたいと思えます。

さらに、ちょっと写真でお示ししますが、これは今の同じ道なのですけれども、国道8号線の横断する場所です。私もこの質問に先立っているところを見て回りましたけれども、これは上流から下流を向いて、光善寺川の下流を向いて撮った写真なのですけれども、国道8号線をまたいでできております。ただ、車どめはこちら側にはありますけれども、向こう側は市民の生活道路との供用関係ではありません。問題はこの横断をいかにするかなのですね。せめて、国道上に工作物が無理であれば、クリーンセンターからおりてきたところの信号まで迂回する案内板、そういう親切な施設、附帯設備、そういうものもあっていいのじゃないかと思えます。そうすると、いわゆるこの2.8キロが安全に通れますし、この光善寺川を見る限りにおいては全体的に路面が割と起伏があったり水たまりがあるとところも多々見られます。

また、新幹線を越えたところだったと思うのですが、新幹線の手前だったかな、あそこには今篠原駅からずっと野洲方向に向いて新しい道も、まだ供用開始をされていませんけれども、近々供用開始になるのじゃないかなと思えます。そういうところについても安全対策が必要かと思えます。

それから、これは逆に一番下流域にあります家棟川の河口付近でのサイクリングロードです。ちょっと暗いようではすけれども、ここは比較的道路そのものの維持管理はされておられません。しかし、先ほど申し上げたように、本当に人家のない野原というのですか、いわゆる自然環境豊かなところではす。ここで、先ほど申し上げましたけれども、おしっこがしたいなと思っても、お巡りさんに怒られないように隠れてするのが関の山という状態で

すし、若いお子さま連れのお母さん方は全く不可能やという状態です。

したがって、先の議会においても、山の中にトイレを設けるという1つのなにもありませんでした。その辺から考えたときに、水辺の方にも市民の憩いの場としての、また、健康づくりの場としてのロードがあるのだったら、そこにもやっぱり同じようなものというのですか、それに近いものを何方か設ける必要があるのではないかと思います。

写真ばかり出して申しわけないです。これは、先ほど発言させていただいた中での童子川との合流点から比留田地先までにあります、かつてはサイクリングロードだったところです。今は市の原図にもここはそのように載っておりません。しかも、ここにはちょっと小さいですけど、向こうにあずまやがあります。そして、一般道路から相当距離が離れている関係で、先日も行って休憩してみましたら、ウグイスの音が物すごく美しいさえずりが聞こえてくるのですね。こんないい場所があるのです。もっともっと生かして使うべきではないかと思います。そういう意味で、ここをやはり観光マップの方、私、実のところ、見ておらず申しわけないのですけれども、市の持つておられる原図にここが外れていたというところで、私はそういう思いでこういうような発言をしているのです。

そういうところでご理解いただき、さらには、先ほど申し上げましたように、一定前向きな検討をしていこうというお答えはいただいておりますけれども、ぜひとも市街地、また山から湖岸まで気持ちよく走れるサイクリングロードを整備していただきたいなという思いです。

さらに、この写真、これは家棟川のビオトープを写したものです。まだ冬場はごみとかそういうものは案外少ないという感覚を持ったのですけれども、ご承知のとおり、手前黒いところは歩道なのです。でも、少し先へ行きますと、ヨシがいっぱい生えています。だから、これは自然だから手入れができないのか、やはりそのビオトープとしての位置付けからしても、その生態を観察しながら人間もそこに入っているいろいろないやしをいただくということも大事じゃないかと思うのです。

そういう意味で、国から県へ移管されました、だから県に対して、管理をしっかりとしてもらうように市として考えていくということですが、これ、特に夏場になりますとごみの散乱はもっともっと激しくなってきましたし、水質も非常に悪化します。そして、生態系におきましては、琵琶湖のポイントとなるところのビオトープでなしに、むしろ外来種の多く生息する、一番困るのは食用ガエルの赤い卵がいっぱいその辺に付いていくのです。あれも生態系かもわかりませんが……。

(発言する者あり)

○8番(西本俊吉君) すみません、ジャンボタニシの赤い赤い卵がいっぱいなにされて、駆除することは自然態系を壊すことになるかも知れませんが、そういう意味で、ちょっと琵琶湖周辺のビオトープとしては何とかならないかなという思いも持っております。

そういうようなところで、さらに強力に、インターネットを見たときのビオトープはどこを見てもすばらしいものばかりですけれども、それに少しでも近づくような努力というのは、そういうものを今後期待したいと思います。

それから、サイクリングロードについて、現在、できる限りにはやっているけれども、全体を通して一度総点検をしながらリニューアル化する考えはないのかということも当初の質問でさせていただきました。その辺について、若干もし差し支えなければお答えをいただきたいと思います。

さらに、学童関係についてです。いろいろとご苦労いただいていることは百も承知でございます。

具体的に尋ねますけれども、先の議会でも質問しました。各学校区の児童数と学童保育所の収容人員にアンバランスがあると。まずそこを、ただ、今国がうたっている放課後子ども教室や、単に代替でという言い方は悪いのですけれども、そういう形じゃなしに本来の学童保育所の規模を市内である程度平均化するということが大事じゃないかと思います。その上で、今おっしゃっているように4年生からという部分を全体的に5年生から放課後子ども教室、4年生まではというような形で、市内にばらつきのないような対応というのが原則的に求められるのじゃないかと思います。

これは行政をやる側からは今までのご答弁がごもっともということになりますけれども、そのニーズを受けてやはりそれを利用しようとする市民サイドから考えさせてもらったときに、やはり不均衡な部分というのは極力均衡をとっていただくということが大事じゃないかと思います。

そういう意味で、私は今年度4月からの放課後子ども教室の募集について、学童保育のいわゆる待機児童を対象にするのですか、新たにつくっておられるのかつくっておられないのかわかりませんが、昨年の季節子ども教室のこのパターンのもので受け入れられるとするならば、もちろん受け入れ体制の中にも原則的な部分で、先ほど申し上げましたように、従来の厚生労働省の学童保育、そして、文科省の今これからやろうとしている

19年度から季節並びに放課後子ども教室、その受け入れ体制の基本が、こちらはやはり福祉が1つかんできます。こちらはもちろん経費も要ります。こちらはいわゆる希望する人は全員預かるというのは文部科学省の原則だと思うのです。そのことについて、一つ国の示している基準がどうであるかということをもう一度はっきりと答えていただけたらいいのではないかと思います。

それで、本市におきましては、この4月から2つの機関が教育委員会に統合されます。場合によっては、私は今現在遊休状態になっている教室とか地域とか、そういうものの施設を利用して、さらに学童そのものを充足していく、充実させていくということは可能やと思うのです。その辺での1つの展望、そういうものもできればお示しいただきたいと思えます。

いろいろと申し上げましたけれども、私は本当に行政の立場の一定の方向性、先ほど言いましたように、全くだめだというのじゃなくて、一応その努力は受けられるということをお前提としながらも、さらなる施策に対しての手厚い今後の展望を望む、求めていく立場からの質問とします。

そこで、それぞれご答弁一旦はいただいておりますけれど、今発言した内容について再度ご答弁を賜ればと思えます。

以上です。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 西本議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、国道8号線と光善寺川沿いの歩道、自転車道の関係でございますが、これにつきましては、今議員提案がありましたように、やはり案内板等を設置することを検討しながら安全対策に努めていきたいと思えます。

それと、それに関連いたしまして、ベンチですけど、これは多分JR沿い、琵琶湖線のそばにある、これはちょっと誰が設置されたかわかりませんが、大分古くなっております。もう利用のないものは除去するなど検討していきたいと思えます。

それと、トイレの設置でございますが、これにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、自転車はやはり歩くより行動範囲が広いです。そしてまた、それぞれの自転車道につきましては、公共施設、あるいはそうしたものも整備がありますので、そういうところを使用していただくということで、トイレの設置は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それと、家棟川の遊歩道、県道近江八幡守山線の比留田橋から上の方の虫生から比留田地先の件でございますが、これにつきましては、先ほども調べてみますと、平成5年度に県の方におきまして、水辺の空間事業という関係で、公園的な整備をされたということで、遊歩道でこれは自転車道にはなっておられません、今後、そうしたことも検討していきたいと思っております。

それと、歩道のリニューアルのことですが、これにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、できるだけ安全対策、維持管理に努めながら、傷んでいるところは補修等も行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 西本議員の再質問にお答えいたします。

家棟川ビオトープについてでございますけれども、管理につきましては、県の方で年に1回ビオトープ前面の広場の草刈りを実施していただいております。しかしながら、先ほど写真等でご指摘を受けておりますけれども、施設全体にクズが繁茂しまして、樹木の成育への支障が心配されるところでございますし、また、一部の通路に雑草がかなり多くふえてきているということがございますので、適正な管理が行われるように県の方に要望してまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 西本議員の再質問にお答えいたします。

私の思いを少しだけお話をさせていただきますと、あと学童のことにつきましては、新庄次長の方からお答えをさせていただきます。

まず、学童とそれから放課後子ども教室の違いについてでございますけれども、つい最近の新聞記事を読んでおりましたら、こういうように書いていました。学童は、子どもが「ただいま」と帰ってきたら、担当者が「お帰り」、これが学童だと。それからもう一つ、子ども教室は、子どもが「こんにちは」とやってきましたら、「いらっしやい」というように、そこら辺、ちょっと子どものかわり方が違うと思っております。そこら辺ですね。そこら辺、しっかり見極めながら、今後考えていかなければいけないなど、このように思います。

それから、当面の間は今学童の定員オーバー、それで大変困っているわけです。保護者にも迷惑をかけていると。こういうようなことで、これは答弁の中にもありましたけれども、

補完という形で、放課後子ども教室という名称にはなりますけれども、あくまでも学童の延長で名前が変わるといような感じで、補完ですから、放課後子ども教室の研究をするといひますかね、補完をしながら。そして、近い将来、子ども教室、通年の子ども教室ができるように準備をしていくといひますかね。それにつきましては、放課後子どもプラン運営委員会がありますので、学童の関係者もいろいろな立場の人が集まっております。そこで十分検討していかなければいけない。

いずれにしても、今、子どもたちの生活状況を見ていますと、大人もその傾向があるのかもわかりませんが、個別化の傾向、やはり集団で、子どもたちが集団の中で育っていく、巣立っていく、そういうようなことを非常に私は大事だと思っています。そういうことから、学童も放課後子ども教室も季節子ども教室も大事にしていきたいなど、このように思っております。さらに具体的なことは新庄さんの方からお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の再質問の中の学童保育に係る部分についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目にありましたように、今、ご承知のように学童保育への期待といひのか、これまで保護者の方が積み上げていただいた野洲市の学童保育といひのは、かなり評価もいただいた中で多くの方が学童保育のといひことで継続をおっしゃっているのです。

これまで市としましては、基本的には専用施設といひことで、ある意味で子どもの家といひ施設を活用しながら、ある程度独自の施設で建ててまいりました。子どもの家自身も基本的には180平米までの大きさでといひような、いろいろな制限の中で一定限それを基準にしてまいりましたので、おっしゃるように学校の児童数と若干均衡を欠くといひようなことも施設面では起こっております。そこらの不均衡をこれまでは増築といひことで児童の増加に対して対応してまいったところですが、ご承知のように、野洲と中主の学童については、上回るといひことがございます。

それにつきましては、市としましては、今19年度から放課後子どもプランといひ新しい国の運営があります。これまでも、施設の整備以上に需要がふえるといひの中で、市も課題として進めておったのですが、その中で新たな、これまで少し教育部局と福祉部局の連携がといひのは課題にあった中で、国が文科省と厚生労働省が1つになって放課後の子

もの遊び場を提供しようということでプランができました。それに基づきまして、市もそのプランに基づいて進めていこうということですので、現時点では結果的に子ども教室を少し併用しながら検討していくということで、実は子どもプランにつきましては、市としても、国もそうなのですが、一定限プランの方向性を示しなさいと、計画をつくっていきましょうというのは国の指導の中にもありますので、今年度通年で進める中で、一定限の計画書を踏まえて、今後の子どもの居場所、安全な居場所づくりを進めていくことになるかと思えます。

国の基準という部分では、今申し上げましたような形で、一定限40人とか、一規模が70名、当然、指導員が見る中で、大規模というのは、おっしゃるように子どものメンタル面も含めて、なかなか見にくいという部分もあって国がそう示しておりますので、基本的にはこの趣旨に沿った形で学童保育の基準というのは設定していかなければならないし、何らかの形で一定限今100人を超す規模の学童についてはそれを踏まえて分離も視野に入れながら進めていくのかなという気がしております。

あと、最後に提案いただきました既存施設の活用という部分では、1つは、全国的に見ますと、少子化の中で一定限教室もということの中で、有効に活用するというのは国の方でも視野の中にも1つはあるかと思えます。ただ、特に人口集中地区につきましては、なかなか教室が使えない部分については、専用施設になるのか、基本的には新たな施設を求めるよりは、野洲の場合は今言っているように、ほとんど小学校の敷地内なり隣接というところになると思うのですが、学童自身がスタートした段階では、少し離れたところでも、安全に子どもたちが通えるところについては、学童保育というのも多く設置されていた経緯もあると思えますし、今後の検討になるのですが、そこらの施設については、ここ2年までに国の基準も改定をされるということもありますので、その関連施設も踏まえまして、基本論でオーバーするようなエリアについて考えてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 大分やんわりとした中でも、行政の思い十分出していただいております。

まず、安全対策、これはやっぱり市民の命を場合によっては奪うという危険性もあります。総点検の中で、可能な方向、いわゆるやることのできる可能性を求めるという形の中ですべてのところに総点検をしていただき、そして、先ほどちょっと答弁漏れに近いと思

うのですけれども、今あるところ、もうこれでよいという状況なのか、私から見た場合に手直しが一部必要じゃないかと、その辺については緊急に対応してもらおうということが大事じゃないかと思えます。

特に、言い漏らしましたけども、家棟のサイクリングロード、もう一つ危険箇所があります。国道477号線のところは信号も何もありません、あの付近では。だから、そこできちっとやっぱり安全意識を喚起するようなもの、または安全対策になるようなもの、そういうものを設ける必要があるのじゃないかと思えます。

それから次に、ビオトープなのですけれども、おっしゃっているとおり、国から県へ行きなのですけれども、市もやはり市内にそのものがあるという感覚の中で、何とか維持管理について前向きに協力しながら、例えばボランティア、そういうものも活用しながら維持管理上必要なものであればやっぱり市も自らがやっていくという姿勢、そういうことも大事じゃないかと思えます。

特に、最後に市長に申しわけないのですけれども、ご答弁求めたいのですけれども、先ほども申しあげましたように、市民が憩う場所にトイレがないというのは、施設としてはどうしても致命傷になるのですね。例えば、近江八幡にありますよし笛ロード、私ここに地図持ってきています。ここにもトイレは何カ所か設けられております。これは近江八幡から西の湖を通って伊庭内湖に通じるものです。24キロあります。だから当然とは言いながら、途中には施設もあるので、トイレという場所をきちっと明確にうたっております。

それらか、こちらは滋賀県がつくっている琵琶湖周遊のマップです。ここにも、皆さん湖岸道路を走られたらわかるとおりに、何キロか置きに休憩所・トイレがありますね。これはもちろん車も利用できるわけなのですけれども、このように、やはり公が集うところには必ずトイレというものが重要だと思えます。そういう観点から、何も遊園地と固まって1ブロックじゃないからという、それも1つは言えるかもわかりませんが、やっぱりコースの中に適当なところに何とか設けていただく、この方向性を探っていただくことが大事だと思えます。検討するお考えをお持ちかどうか、そのことだけをお尋ねしておきたいと思えます。

それから、学童保育についてですけれども、今くしくもおっしゃいました、子どもに対する接し方、基本が学童の場合は「ただいま」「お帰り」と、いわば家庭的な雰囲気、放課後子ども教室は「こんにちは」と入る。「いらっしやい」と迎える。言うならばそこで自ず

から温度差があるわけなのですね。

そういうところから、本当の野洲のいわゆる待機児童というのですか、希望する児童に対しての放課後のあり方、トータル的に今後十分研究していただき、子ども、保護者にとって非常に喜ばれる方向性を何とか探っていただきたい。この私なりの希望を1点申し上げます。

私もこの昼休みを利用して国の方へ電話をしました。何かよいニュースないですかというぐらいの思いで、この問題を自分の課題として取り組んでおりますので、ぜひとも、現状を否定するものではないということの原則に立っていただきながら、やはり市民の中に先ほど申しました平等性、いろんな角度からのそういうものを十分検討していただき、今後のいわゆる子育て支援に対する1つとしての学童に対する手だて、一つ十分な対応をお願いして、私の再々質問を終わらせていただきます。

ただいま申し上げたことについて、最後のくくりのご答弁いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 西本議員の再度の質問のトイレの関係でございますが、先ほども答弁いたしましたように、やはり野洲市の自転車道については最高でも4キロ、2キロ弱ぐらいの道路でございますので、それぞれのサイクリングロードの付近には公共施設等がありますので、トイレの設置は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 西本議員の再々質問にお答えいたします。

家棟川のビオトープにつきましてですけれども、市としても例えば19年度には市と県、それから国土交通省琵琶湖河川事務所と共催で植物と魚類の観察を行うビオトープ観察会などを開催してございます。こういった活動を継続しまして、市民により親しんでいただけるようにしていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えを申し上げましたように、国のガイドラインというのはやっぱり望まし

い方向を示していただいたと考えております。これまで野洲市も保護者と共に野洲市の児童クラブの運営基準というのをつくらせていただきましたので、試行的な形で通年をさせていただく中で、野洲市としてあるべき方向をつくってまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第7号、第11番、藤下茂昭君。

藤下議員から一般質問にあたって資料の配付の要望があり、これを認めましたので、これから事務局に配付させます。

○11番（藤下茂昭君） 11番の藤下茂昭でございます。私は、今回の一般質問にあたりまして、食の安全保障と地産地消について質問をいたします。

さて、昨年国内での食品の偽装、賞味期限の偽装表示など、食への信頼を裏切る不祥事が続く中、本年に入りまして中国製冷凍ギョウザによる中毒事件が発生し、国民の間に食に対する関心が大いに高まりました。食の安全が問われると同時に、国内産の農産物の生産をふやし、食料の自給を高めるべきとの意見が多く聞かれます。

食の安全保障については、食料の量的な確保、あるいは安全な供給などは第一義的には国家が取り組むべき問題であります。しかしながら、国の政策の影響をまろにこうむるのは生産者、消費者である一人ひとりの市民でありますから、地方行政も食料の生産や消費を含めた食の安全保障にかかわりを持たなければならないということは当然と私は考えております。

そこで、私は昨年12月の定例議会一般質問で取り上げました食料安全保障に加えて、食の安全・安心を、広い意味での食の安全保障についても一度提起をしながら、さらには食料の生産現場である我が野洲市の農業政策のあり方と地産地消について質問をいたします。

まず第1番目は、外国からの食料品や食材及び家畜の飼料などの輸入品の安全性についてであります。

その1点目は、諸外国から毎年大量に輸入されている食料や食品の安全性についてであります。例えば中国からの野菜、冷凍食品、北アメリカからの小麦、トウモロコシ、牛肉、オーストラリアやニュージーランドからの小麦、牛肉、酪農製品、東南アジアからのエビなど、その他、地球規模の国々から魚介類など非常に多くの食品や食材、あるいは家畜の飼料が我が国に輸入されていますが、その現状と問題点についてどのように認識をされて

いるのか、見解とあわせて、今後の我が国の食料安全保障や食料の自給自足などについて
の見解をお伺いしたいと思います。

2点目には、本市において今回の中国からの輸入食品、あるいは他の食品や食材による
中毒等の問題は発生しておりませんか。また、今後の対策は万全かをお伺いしたいと思
います。

3点目に、学校給食の食材や食品は、現在、品質に問題はないとのことでありませ
ども、将来的に食材を質・量共に確保することが大丈夫であるのか伺います。

4点目、食の安全確保に向けて、生産者、業者、消費者など、いわゆる多くの市民に向
けての啓発・啓蒙をどのように進めるのか質問いたします。

次に、第2番目であります。食料の自給率アップと農家の経営安定、あるいは農地の
有効利用を進める施策について次の質問をいたします。

1点目は、昨年12月議会でも討論をしたところでございますが、現在の生産調整を基
軸とする農政を、これからは地方の特性を生かしつつ、食料自給確立のできる農政に転換
すべく、食糧管理法、いわゆる食管法の改正を含めて政府に要望すべきだと考えますが、
いかがでございますか。

また、いわゆる転作問題だけでなく、市内の農業者や関係する農業団体との協力や協調
について、本市の施策もお聞かせ下さい。

2点目は、本市の非作付農地、いわゆる放棄田畑の現状、それから面積、地権者の数な
どをお聞かせ下さい。あわせてその原因を伺います。

3点目は、乳牛を飼育して、いわゆる牛を飼って乳を絞る。いわゆる酪農家が市内では
全然ないと、こういうことでありますけれども、その原因は何か、その原因について伺
います。

それから4点目は、本年度は品目的横断経営安定対策と呼ばれておりますが、平成20
年度からは水田経営所得安定対策と呼び方が変わる新しい農業対策のポイントは何か、本
市の対策はどうか質問いたします。この件については、先の代表質問等の場でも代表者が
質問されておりますけれども、再度そのポイントを簡単に説明していただきたいと思
います。

それから5点目は、食の安全保障に関する教育や啓蒙をどう進めるのか。幼児、それ
から児童・生徒に対する食育の充実策、あるいはまた、食べ残しの現状と解決策等につ
いて伺います。

3番目は、地産地消を推進する方向性や施策について質問いたします。

1点目は、本市のまちづくり基本条例にうたわれている地産地消の具現化に対して、行政はどのように推進されようとしているのか、その構想や取り組みをお聞きいたしたいと思います。

それから2点目は、安心・安全の農産物を生産する農家や団体あるいはグループの育成、それから支援をどう進めるのか、さらに農業団体との協調をどう進めるのか伺います。

3点目は、学校給食の食材に市内で生産される農産物を最大限に活用するための方針や、あるいはまた方策についてお聞きをいたします。

以上であります。市長をはじめ、各部の担当者の適切なる回答を求めて質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部部長。

○市民健康福祉部部長（田中正二君） 藤下議員の食の安全保障と地産地消についてのご質問の中で、1番目の中国をはじめとする輸入食品、食材の安全性についてのご質問のうち、1点目と2点目、4点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、わが国の現状に対する問題点と見解及び将来の対応についてでございますが、ご承知のように、わが国の食料自給率は平成18年度では39%という状況でございます。6割以上の食料を輸入によって頼っており、その多くを中国に依存しているのも事実でございます。従来から生鮮野菜に対する残留農薬の問題が指摘されており、今般の冷凍ギョウザで問題となった有機リン系農薬のメタミドホスについては、過去に中毒事故が多発し、多くの死亡者が発生したため、昨年1月以降、中国国内での使用・販売が禁止されたとのことでございますが、今般の冷凍ギョウザ事件等を考えますと、完全に一掃されている状況とは言いがたいものではないかと考えられます。なお、日本国内においてメタミドホスについては現在使用はされていません。

今後の対応については、食料自給の問題は、国の根幹に関わる問題でもあり、国全体の課題でもあると考えておりますが、まずは国が検疫体制等の充実を図り、安心・安全な食料の提供を確立していくことが肝要であると考えております。

2点目の本市での問題発生状況ですが、先般の冷凍ギョウザ事件では、本市では4名の方が医療機関の問い合わせ相談がありましたが、健康被害等はなかったとの報告をいただいております。

4点目の市民啓発の推進につきましては、食の安全に関するパンフレット等の掲示、配

布の他、先般のギョウザ事件の際には、市のホームページや不審者情報メールで緊急に情報を提供し、注意喚起を図ったところでございます。また、各種団体や自治会に出向いて開催する出前講座においても、悪質商法などと共に、食の安全についての啓発を行ってまいります。今後も、広報紙やホームページ等を活用して食の安全についての啓発を充実していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 藤下議員のご質問にお答えいたします。

続きまして、2番目の食料の自給アップ、農家の経営安定、農地の有効利用のためのご質問のうち、1点目から4点目についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問でございますが、食料自給率については、市民健康福祉部長の答弁にもありましたように、カロリーベースでは全国平均が39%に対しまして、本県滋賀県は51%で、本市野洲市は75%と全国平均を上回っている状態でございます。今後も需要に応じた品質の高い安全・安心な農産物を供給してまいりたいと考えております。

また、生産調整につきましては、米価の下落を防ぐために必要な措置であると考えておりまして、各集落において自主的な調整で取り組んでいただいております。本市といたしましても、生産調整に対し指導の強化と支援を行っているところであります。今後におきましても、農業者や農業団体との協力を得ながら推進してまいりたいと考えております。

2点目の本市の耕作放棄地でございますが、およそ3.3ヘクタールでございます。世帯数でいいますと、おおむね30世帯であります。今後は農業委員会と連携しながら、意欲のある農業者に利用集積を進める等、耕作放棄地の解消に向け努力してまいりたいと考えております。

3点目の本市の酪農農家につきましては、後継者がなく、経営者も高齢化のため廃業されたものが主な理由と考えております。

4点目の水田経営所得安定対策についてのご質問にお答えいたします。今般、国において改正されました水田経営所得安定対策の主な改正内容につきましては、地域の実態に即した加入資格要件が見直され、4ヘクタール未満の認定農業者でも、市町村の特認制度により加入できるようになったことが大きな変更でありますので、今後、本市においてもこの制度の活用を検討していきたいと考えております。

続きまして、3番目の地産地消のご質問のうち3点目についてお答えします。環境への

関心が高まる中、安全・安心な農産物の生産や環境に配慮した取り組みが求められています。本市におきましても、環境こだわり農産物の取り組みを支援しており、昨年12月には、有機農業を実践されている農業者を講師に、有機農産物生産技術普及研究会を開催するなど、普及啓発にも支援しております。

地産地消に関しましては、学校給食の米は、農業団体等と協議し、すべて地元産米を使用することとなりました。今後もさらに地産地消の促進に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいまの藤下議員のご質問に関しまして、教育委員会からお答えをさせていただきます。

1番目の中国をはじめとする輸入食品・食材の安全性についてのご質問のうち、3点目の学校給食食材・食品は将来的にも大丈夫かのご質問にお答えします。

給食センターにおきましては、基本的に中国産原材料をはじめ、中国産食材を主原料とする加工品は使用いたしておりません。また、加工品にわずかながら使用されている原材料で、特に中国産と表示がある場合には、その安全性を証明する書類の提出を求めており、食材の安全性の確保に努めております。

次に、2番目の食料の自給率アップ、農家の経営安定、農地の有効利用のご質問のうち、5点目の食の安全保障に関する教育・啓蒙をどう進めるかのご質問ですが、保育園児におきましては、給食を通して食材等に興味を持たせたり、残さず食事を終えられるように保育士が食事指導を行っております。子どもの食事につきましては、保護者への啓発も重要でございます。各園で給食だより、食育だより、子育てワンポイントだより、園だよりなどにて、朝ご飯の必要性、生活リズムを整えることの大事さ、食事マナーの基本についてなど、子どもの食事に関する啓発を行っております。

民間保育園におきましては、給食懇談会を開催し、親子クッキングを通じて子どもの食について懇談したり、保育参観等に啓発及びポスター掲示を行い、保護者への啓発を行なっています。

また、幼稚園・保育園におきましては、一人ひとりの食事量を把握し盛り付けをしております。子どもが食べ切れることにより食事が楽しくなるように配慮していることもあります。子どもの残食はほとんどございません。民間保育園におきましても、残食はほとん

どなく、事業者の責任において管理運営されております。

小中学校の、児童・生徒に対する食育の充実については、小中学校での食育推進に関しまして、学校の全体計画や年間計画に基づいて各校の実態に合わせた取り組みを行っております。

食の安全につきましては、小中学校の家庭科等で食材の選び方、例えば食品表示等の見方について学ぶ機会があります。また、食に関する知識や食を選択する能力を身につけることをねらいとして、栄養教諭・学校栄養職員が各校で、おやつのお食べ方、食べ物の働き、朝食の大切さ等の食に関する指導を行っております。

家庭へは、学校給食センターから発行します給食だより等で給食の内容や食に関する情報を提供し、啓発を行っております。

食べ残しの現状としましては、1日1人当たり約47グラムの食べ残しがございます。給食献立によって食べ残しの量に違いがあり、米飯については、まぜご飯やカレーの日はご飯の食べ残しが少なく、白ご飯、麦ご飯の日は食べ残が多いという実態があります。

野洲小学校で今年度を実施しましたアンケート調査では、給食を残す理由に、「苦手なものがあるから」という理由が一番に上がっておりました。好きなものは食べるが嫌いなものは残すという子どもが多いようです。また、給食を残す理由に、「時間がないから」という理由も多く、各校・園での給食時間の確保やスムーズな準備の仕方についても確認する必要があります。

解決策の一つとして、今年の1月の給食週間中に「食べ残しゼロの日」を設け、つくっていただいている方や食べ物の命、毎日食べることができることに感謝して食べようと各学級で指導いたしました。子どもたちが意識して給食を食べました結果、この日の食べ残しは1人当たり15グラムと通常よりも少なくなりました。今後もこのような機会を定期的に設けることで、意識付けを行っていきたいと考えます。

次に、3番目の地産地消を推進するためにのご質問のうち、第2点目の学校給食食材への最大限の活用はとのご質問ですが、学校給食におきましては、新しい給食センターが稼働してから、農業団体との会議を持ち、地産地消の拡大を図っております。給食に使用します生の野菜の種類は約44種類ですが、このうち、市内でつくられているものを14種類程度と考えており、新センターになる前の旧センターでは、約4,900食分の野菜の使用量と、また新センターになってからの野菜の使用量、約6,000食分の野菜の使用量を9月から3月までの同じ期間で比較いたしました。18年度使用量5万955キログ

ラム対しまして、19年度では7万5,453キログラムと、2万4,458キログラムの増加となっております。

これを市内産だけで見ますと、18年度1万3,790キログラムに対しまして、19年度では2万456キログラム、市内産利用量は6,665キログラムの増加となっております。

市内産は多くが露地物のため、納入時期が重なることから、異なった野菜を6,000食分でなくても、ある程度の量でも納めてもらえる農家の発掘をするなど、関係機関と協力しながら増加に向け取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 藤下議員の3番目の地産地消を推進するための第1点目の、まちづくり基本条例の具現化に行政としての取り組みはとのご質問であります。地産地消は、地域にある資源を生かし地域の内発的な発展につなげるというもので、まちづくり基本条例第5条のたくましい地域経済の基盤を支える柱の1つです。

これを推進するためには、公的機関はもとより、一般消費者などに向けた需要の拡大と共に、消費者ニーズを的確にとらえた供給体制を築いていく必要があります。このことから、地産地消の啓発をはじめ、販路拡大のためのコーディネート、市などのネットワーク化、また、生産者の組織化や計画的な生産体制、商品開発などへの支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 再々名前を読み違えていただきましたが、藤下茂昭で答弁を求めます。

再質問ということですが、今、皆さんの手元に配付をしましたこの資料ですが、12月に質問の際に応用しました続きでございます。これは食料に関して、不測の事態が起こった場合にどのような対応をするかということでありまして、農林水産省のホームページでも載っておるわけなのですが、突然起こる食料供給の混乱ということで、ここにイラストを入れてずっと説明をしております。最近では特に飼料穀物の不足ということで、輸入の制限ということでいろいろと混乱をしたということが最近なのですが、それ以前にも大豆、米の生産が少なくなったり、あるいはまた、輸入制限がされたということでいろん

な問題が起こっておりますが、今回の中国産の冷凍ギョウザのことですと、一番左の下にあります有害物質の食品への混入、そこらあたりがなってこようかな、そんな思いでございます。

ところで、最近の報道によりますと、中国からの有害物質の食品の検査が相当厳格になっているということで、今まで1週間ぐらいの検査で済んだのが3週間もかかって、日本の国内へ入ってくる野菜のストックがなくなったということで、業者が大変困っておると。倒産寸前の業者もあるというようなことでございます。そればかりか、あと小麦・トウモロコシ、こうした飼料作物、あるいはまた、パンやめん類の原料となります小麦、そうしたものがバイオエタノールへの用途転換ということで、国際価格も相当高くなっております。その結果、農水省の出します小麦の価格が3割から4割、4月から上がるということでございます。そうしますと、当然、パンやめん類の価格高騰になってまいりますし、そのことがまた学校給食にも影響を与えるというようなことでございます。

世界的には人口がどんどん増加しております、そこへまた環境問題が出てきております関係で、絶対的な食料不足、あるいはまた穀類や動物の肉、こうしたものに不可欠な水の不足ということが世界各地で起こっております。さらにまた、国によっては自分の国の食料確保するということでどうしても輸出に回す量を制限をしていると、こういうような状態にもなっております。

そうした中で、ヨーロッパでは食料の安全保障に関する考え方というのが相当徹底をしております、特に先進国と言われる国々においても、食料の確保に対して税金を使っても食料を確保していこうと、こういうような風潮が、風潮というよりも、精神的な合意ができておるといふふうに聞いております。税金を投入してまでもやっぱり自分の国の食料は自分の国で確保しようと、こういうような状態であります。

と申しますのは、やっぱりヨーロッパは陸続きの国でありますから、そしてまた、中世からのこの近代にかけて特に二度にわたる世界大戦を経験しております関係で、自分の国の食料確保について、特にそういうようなDNAといえますか、民族の中に蓄えられた知恵というものがありまして、税金の投入を惜しまないと、こういうふうな政策をとっておるようでございます。

それに対しましては、日本は食料自給率39%、先進国で最低であります。ヨーロッパは70%以上、食料自給率を高めておまして、歴然とした差が出ております。食料自給の確保ということは、軍備と同様にやはり国際レベルで考えていかなければならない課題

であると、こういうふうに思っております。

例えば、日本へ輸入される穀物、それから果物、こういったものを見ましても、やはり生産地であります北米から、いわゆるアメリカ合衆国ですが、狭いパナマ運河を通っておりますし、これには当然パナマ運河の機能からいいまして、輸送力に限界がございますから、大量のものを一度に輸入するということはできませんし、それから、パナマにしましても、あるいはまたオーストラリアからの小麦にいたしましても、高温多湿な赤道直下のところを通ってくる関係で船の中には大量の殺虫剤や防腐剤を入れた小麦やトウモロコシ、あるいはまた果物が入ってまいります。現に神戸の税関あたりで検査をします小麦の中には、害虫が1匹もないということで、そこに日本のコクゾウという穀物を食う害虫がありますが、それをその小麦の中に入れますと一遍に死んでしまうというふうな、いわゆる濃度の高い殺虫剤を使っておるといふふうなことでございます。

そうしたことも踏まえまして、あるいはまた、アメリカやオーストラリアから食料輸入いたしますと、大変日数がかかりますし、しかも大量のエネルギーが要るわけでございます。世界の気候温暖化、あるいはまた環境の保全ということから考えましても、こうした長い輸送ルートを使う食料の輸入というものは、世界の温暖化に対してマイナスの影響を与えておるといふふうに私は考えております。

そこで、そうした問題をいろいろと教育の場において、あるいはまた、市民活動の中で啓蒙・啓発をするということでございますけれども、あらゆる機会を通じてこれからもそうした啓蒙・啓発の施策をとっていただくと同時に、食料の自給に対して国からの下請けだけではなく、やっぱり市独自も、いろんなとれる可能な施策をとっていただきたい、そんな思いであります。

それから、食料の安全・安心に係る問題でありますけれども、ただいま環境経済部長の回答からは、ややもすると、国からの方針やとか施策について地方自治体が下請けをしているだけのような感じを受けます。地方分権の中で、この食料問題の、あるいはまた農業問題について、最も遅れている分野ではないかなと、このような気がいたします。

したがって、地方自治ということでは自治体独自で何かの政策をする、あるいはまた、国の足りない施策については率直に国に対してものを言うと、そういうような考えでやっていただきたい、そんな思いでございますが、見解を改めてお聞きしたいと思います。

それから、中国のギョウザの問題から、国民の声といたしまして、いろんなデータが出たり原因がマスコミで報道されますと、国民の中から何を信頼したらいいのかわからなく

なっていると。家庭菜園が最も安心だというような声がありますし、あるいはまた、食料自給率が低くて少々怪しくても輸入しなければならないと、そういうような足元を見られた日本の状態というのは浮かび上がってくる。あるいはまた、自分たちの口に入らないから海外では無責任になるのは当たり前だと、国内で生産をして自給率を高めて下さいと、そういうような声が聞かれています。そうしたことで、当然、生産現場である我が市においても、そうした消費者のニーズにこたえるべく生産活動をする必要があるというふうに思います。

それから、先ほど答弁の中で、耕作放棄の原因がふえている、あるいはまた、酪農農家が壊滅していると、こういうような答弁がございましたが、本当の原因はもっと根っこの部分にあるのではないかと。そうした本当の原因というものをどういうふうに分析されておられるのか、これも改めてお聞きしたいと思います。

私が高校を卒業した昭和30年ごろですが、仲間の中には乳牛を飼い、当時の中主町では20軒以上の酪農農家がございましたけれども、ただいまではゼロでございます。北海道へ参りましても、北海道の風景の中で特別な情景でございました乳牛の飼料になりますサイロ、飼料を保管するサイロ、こうしたものが全く消えております。ドラムにしたものが牧草の採集地、そこに転じておるといような状態でございます。これもそうした自給飼料が少ないということもありますが、それ以上に外国からの飼料、トウモロコシやとか小麦、そうした濃厚飼料を使う酪農になってまいります、これも飼料の高騰によって経営が成り立たなくなりつつあると、こういうような状況でございます。北海道のように大規模な農家でありましても、現在の農業政策の中ではどうしても生産農家、酪農農家が壊滅状態になっていくのは時間の問題ではないかな、そんな危惧をいたします。

本市の特産でございます野菜づくりも、現在、吉川やとか小比江とか乙窪、それから野洲の篠原、三上地区でもそうした農家がございますけれども、これも高齢化あるいは後継者不足にあえいでおられまして、その方たちもほとんどが60歳以上、あるいはまた70歳を超えた方がいらっしゃいますが、その野菜づくりも私の代限りですと、こういう方が多うございます。

そうした中には、やはり農業そのものに魅力がないということとあわせて、農業の産業性、経済性、こうしたものが他の産業と競争できないということもございます。現に大企業が農業に参入するかというような問題が国のレベルではいろいろと論議をされておりますけれども、例えば明治乳業や森永乳業が乳牛を飼ったというようなことを今まで聞いた

ことがございませんし、たまたま大洋漁業が養鶏を一時やったというようなことぐらいでございまして、どうしても企業的に農業経営をやるということは大変難しい分野がございます。そうしたこともあわせて、やはり今までの農業をそのまま続けていくということは問題がございますけれども、どうしても天候やあるいはまた水、そうした外的な要件によって左右される農業経営そのものについては、やはり経済性オンリーでは解決できない問題があるかと思えます。そうしたことについても一度見解をお伺いしておきたいと思えます。

それから、学校給食の食育の問題ですが、教育委員会におかれましては、新しい給食センターの発足以来、大変ご苦勞を願っております。そうした中で、地産地消、あるいはまた健康な児童・生徒を育てる上での大変な給食の供給についてもご苦勞を願っております、一定の成果を上げていただいていることに感謝を申し上げたいと思えますけれども、1点、現在、学校給食では5回の中1回だけはパン食ということを知っております。そうですね。ところが、これを100%市内でとれる米に切り替えること、と申しますのは、先ほど言いましたように、小麦の価格高騰、これは恐らく40%ぐらいパン代も上がると思えます。そうしたことから、財政的な出動をするのか、あるいはまた給食代を値上げするのか、そういうことが必然的に生じてこようと思えますけれども、これの考え方についてお伺いしたいと思えます。

それから、地産地消、まちづくり基本条例の中で、これからいろいろと推進されると思えますけれども、1つ例を言っておきますが、福井県の南部に池田町というところがございまして。人口3,500人ぐらいの小さなまちです。足羽川の源流ということで、山村でございまして、そこでは行政と農家や農協が協働して地産地消やエコライフに取り組んでおられます。例えば、お年寄りも巻き込んで農家が自家用につくっている無農薬の野菜を近郊のスーパーで直販しております。普通なら曲がったキュウリとかそんなものは市場では相手にされませんが、それを直売することによって結構売って利益を上げておられる。そしてまた、自分のまちで生じた牛糞やとか、それから残飯、そういうものをコンポスト化して肥料に使っておると、そういうようなことがございます。一度見学をされて、こうした地産地消も含めて検証されてはいかかなということを提案いたしますので、一つ取り組みをお願いしたいと思えます。

それに関連して、本市の市民からもよく耳にいたします、あるいはまた、この議会におきましてもいろいろと一般質問等で論議をされておりますまちの駅構想、その後どうなっ

ておりますか。これもあわせて聞いておきたいと思います。

人の生き生きと輝くまち、それから、経済の活性化ということで、地産地消の問題、そうした年寄りのいろんな経験も踏まえて、そうした経験を生かしたまちづくりを進めていただきたいなと思います。

それからもう一つは、平成20年度の予算のことです。施政方針を含めて申し上げますと、市長の施政方針は、農業問題に対してわずか4行ですね、書かれておるのが。それから、予算規模にいたしましても、農業予算が3億5,553万1,000円です。これは全体の一般会計予算の2%ということです。2%ですよ。50分の1です。これでは本市の大半を占めております農地、あるいはまた山林、そうしたものを含めての金額です。極めて少ない金額ではないか。多い少ないだけではなくて、その中身も国から下がってきたものをストレートに消化している部分もたくさんございますし、本市独自の予算編成になっておらないのではないかというふうな気がいたします。その辺についても、あわせて見解を述べていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 藤下議員の再質問にお答え申し上げます。

質問の趣旨としましては、給食週5回5日のうち1回を現在のところパンあるいはめんと、このようにしております。これをすべて米飯にしてはどうかと、こういうふうなご意見、ご指摘かと思いますが、現状を申し上げますと、週1回をパン・めんの日にしております。したがって、これが毎週木曜日になるわけですが、その木曜日で月3回をパンの日に、そして1回をめんの日にしております。これはどういうことからか申し上げますと、子どもたちがいろいろ成長過程の中で、先ほども申し上げましたが、食に関する知識あるいは食を選択する能力、そうしたものと、あるいは主食に対しての副食の組み合わせでありますとか、献立でありますとか、そうした多様な食材に触れる、あるいは食材を味わう、献立を味わうと、こういった観点で現行のような体制、給食の回数、米飯の回数をしております。パン・めんの値上げの動向ということもお話ございましたが、短期的にといいですか、19年度と20年度の価格の比較を見ましても、パンあるいはめんにおきましても、そう大きな値上げといったことにはならないような感じでございますので、今後とも、先ほども申し上げました子どもたちに食の多様性というのを給食を通じて経験をしてもらうという観点でいきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 藤下議員の再質問にお答えさせていただきます。

福井県の池田町の事例を出されたわけですが、先ほども答弁をさせていただきましたように、基本条例の中で5条でたくましい地域経済ということで、地産地消は市にとって大きな柱でございます。そのために、地産地消のシステムづくり、先ほど申しましたように、販路拡大、また地産地消の啓発、市などのネットワーク、生産者の組織化、計画的な生産体制、また商品開発など、こういう地産地消のシステムづくりについてさまざまな課題がございます。そういう中で、政策推進会議というのを組織しております。どこの課、1課だけで対応できる問題ではございませんので、市挙げてという形で議論を進めてまいりたいと思いますので、今日ご提起いただきました問題点については、今後、政策推進会議で議論し、また、先ほどのご指摘ございましたまちの駅構想も含めまして進めてまいりたいと思いますので、一つよろしく願います。

答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 藤下議員の再質問にお答えいたします。

まず、国の方針を市が下請けしているのではないかというようなご指摘もございました。当市といたしましては、今一番大事にしたいと考えおりますのは、担い手支援でございます。これにつきましては、先ほど酪農とかを例にとりまして、あと耕作放棄地を例にとられてこういう状態があるということでご指摘を受けたところでございますが、当然、他産業に比べて労働生産性も土地生産性も低いという農業の現状がございます。その中でも、特に私どもは担い手の応援をしていくということが重要だというふうに考えてございまして、20年度では集落営農の法人化を目指す研修に対する助成とか、あと法人化への誘導や経理研修などの情報支援等を行っていきたいと思っております。

市の体制におきましても、担い手担当を設けまして、相談や指導等の充実を図りたいということで、よりきめ細かに農家を育成していく、と言ったら、またちょっと不遜なというか失礼にあたるかもしれませんが、行政として支援をさせていただくということを考えていきたいと思っております。

それから2点目の、消費者ニーズに合わせた生産なり、先ほどまちの駅という言葉が少しございましたけれども、多分地産地消とも絡めるお話かなと思います。これにつきまし

では、先ほど当市の自給率、結構高いというようなことをお話しさせていただきましたが、これは当市の産品がかなり市場に受け入れられておりまして、他の市に大分販売しているということがございますので、その結果として高くなっておるかと思っております。

なおも、先ほど来出ておりますが、市の中で消費も延ばしたいというふうに考えてございまして、まちづくり室の方からもお話がございましたけれども、スマイルで取り組んでおられる駅前直売とか、例えば今度新規開店いたしましたイオンへの農産物の提供、それから今度JAがファーマーズマーケット、この夏に隣の守山市でございまして、オープンしますが、これは当市の農産品も扱っていただけるということでございますので、こういったところ、それから、既存のこれまでやってきましたドリームファーム、JAの朝市等にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、耕作放棄地でございますけれども、これもとにかく使っていただかないといけないという考えは持っております。といいますのは、現行の法律制度等は耕す者が土地が所有するのやと。ですから、利用する者が所有するという考え方で来ておるわけですが、ともすれば利用しないのに所有しているやないかというようなご批判にもつながりかねない耕作放棄地というのは、面積にとどまらず、より大きな問題だというふうに考えています。もっと言えば、より農地を一般に開放しろというようなことにもつながりかねないというふうに考えてございますので、意欲のある農業者への利用集積とか、例えば周辺集落や営農の組合みたいなどこら辺にもあたりながら農地の適切な活用を考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、施政方針と予算にご指摘をいただきました。確かに農業予算、今年の予算書を見ていただきますと、昨年度は4億3,000万組んでおりましたものを、農林水産業費として3億5,000万という金額になってございます。しかしながら、これは大きな施設の負担金的なものが減ったということと、それから、これは申しわけなかったのですが、かなり零細補助金をカットしてございます。といいますのは、数万円の補助でそんなに効果があるのかという議論もさせていただきまして、そういった部分もカットしていません。ですので、本当に必要な支援についてはきちんと残しておるつもりでございまして、これによりまして、農業者への支援をしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 配付しました資料の2枚目ですが、これはいわゆる国内生産のみで2,020キロカロリーを供給する場合の1日の食事メニューの例ということです。これは先ほどの質問の中でも申し上げておりました昭和20年代の後半です。市長は中学生か高校生のはじめだと思いますし、私も小学校を卒業した時分でございますが、前におられる皆さんはほとんど経験はないと思いますが、そうしたことで、今に比べますと、こんなことでは到底腹が膨れるどころか、栄養も十分にとれないなというような内容かと思えます。現に、こういうことをしなければ日本の国産の食料で賄っていけないと、こういうふうなことでございます。肉なんか、どうですか。9日に1食ということですから、当時は農家には牛がおりましたから、全部牛がそれを回ってきたということもありますし、また、鶏を各家で飼っておりましたから、そうしたことで卵をたくさん食べられたということでございますが、今農家に行きましても牛はおりませんし、鶏もほとんど見かけません。そうした危機的な状況になろうかと思えます。そういうことのないように、これからはもちろん国の施策も重要でございますが、それにはやはり本市の生産者、それから消費者も含めていろんな政策をとっていかなければならないと思えます。

そうしたことを踏まえまして、農林行政、20年から農林水産課ですか、組織編成があるようでございますが、しっかりと農業者やら農業団体と連携をとりながら生産に向けての適切な施策を講じていただきたい、そんな思いでございます。

いろいろと回答がございましたけれども、これからの的確にそうした施策を進めていただいて、すばらしいまちづくりをやっていただきたい、そういうような思いを述べまして、質問を終わります。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

再開を14時55分といたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

私は、高齢者保健福祉と介護保険事業についてをお尋ねいたします。

平成12年度に介護保険制度が施行されて、8年を経過しようとしておりますが、平成16年に合併してから、人口も5万人を超え、65歳以上の高齢対象者も約9,100人

で、そのうち約1,400人は介護認定を受けておられ、その1,400人のうち774人は認知症と言われております今日の現在の状況でございます。

本市の高齢化率も現在18.1%となり、高齢者の増加は元気な高齢者がふえるだけでなく、加齢に伴う身体機能の低下による介護や支援を必要とする高齢者にもつながっており、高齢化の問題は本市としては前向きに取り組んでいかなければならない重要な課題となっていることと思っております。介護や支援を必要とする高齢者は、心身の負担や経済的な負担を負うこととなり、同時にその家族にもさまざまな負担がのしかかっております。

また、核家族化の進行や社会情勢の進行に伴い、家族による介護機能が低下する中で、いかに高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるかという課題もあります。数々の新たな問題も出てきている現状でございます。

平成17年度に介護重視型サービスから予防重視型サービスへと転換を図るため、介護保険法の改正が行われましたことにより、本市においても見直しも行われてきたことと思っておりますが、まちづくりの基本目標として「人々が支え合う安心なまち」が設定されています。これは今日生まれたばかりの赤ちゃんから、明日にも天国に召されようとしておられる高齢者の方まで、いかなる人の市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、生き生きと輝くために、市民が共に支え合い、健康で安心な生活を送ることができる共生と安心のまちを目指したものでございます。その取り組みの一環として、地域に暮らす人々が安心して暮らしていける地域福祉のまちづくりを推進して、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をされました。この計画をもとに、高齢者福祉について、次の5点の取り組みについてお伺いいたします。

1点目、地域での支援体制について。2点目、高齢者の生きがい活動について。3点目、高齢者の総合相談窓口と福祉サービスの現状と取り組みについて。4点目、介護予防支援の取り組みについて。5点目、高齢者ふれあいサロンの現状と今後の取り組み計画について。

以上のことについて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 中田議員の高齢者保健福祉、介護保険事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の地域での支援体制についてでございますが、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの高齢者世帯の増加、認知症高齢者が増加する中で、地域で支え合うシステムの構築や

介護や認知症への理解を図ることが必要なことから、地域密着型の介護サービスやふれあいサロン、一人暮らしの見守りなどの事業を推進しているところでございます。

2点目の高齢者の生きがい活動については、現在、生きがいサークルの活動として、18サークルの活動や、シニアスクールとして、今年度は男の料理教室、リズム体操、切り絵、絵手紙の4スクールを開講しております。今後も継続して支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、老人クラブの活動を中心に、健康、友愛、奉仕の理念のもとに、地域に根差した生きがい活動にも支援をしていきたいと考えております。

3点目の高齢者の総合相談窓口と福祉サービスの現状と取り組みですが、健康福祉センターに設置しております地域包括支援センターが業務を担っております。相談件数につきましては、平成18年度では全体で375件あり、相談内容として最も多いのが介護保険関係で211件、次いで介護相談、権利擁護に関する内容でございます。

平成19年度1月末現在では、相談件数が333件あり、相談内容として最も多いのが介護相談で121件、次いで介護保険の申請につながるケースが96件もあります。

4点目の介護予防支援の取り組みについては、一人ひとりの自立支援に向けたサービスを行うもので、一般高齢者施策と特定高齢者施策に分かれております。一般高齢者施策においては、老人会やふれあいサロン、生きがいサークル等を中心に健康教育等を行い、自主的に介護予防に取り組まれるよう支援しております。また、特定高齢者施策においては、平成19年度における特定高齢者候補者には、電話や訪問等で現在のご様子を伺い、対象者に合った支援を行っております。特定高齢者につきましては、今後支援する介護になる可能性が高く、生活機能が低下をしている方でございます。

5点目のふれあいサロンの現状と取り組み計画については、豊政会の代表質問にもありましたように、高齢者の生きがいづくりを目指したふれあいサロンは、40会場で実施しております。また、小地域ふれあいサロンは、25の自治会が自主的なサロン活動を実施されているので、市と社会福祉協議会で運営資金の一部を補助して実施しているものでございます。平成20年度のふれあいサロンは、自主的な運営を目指されている自治会に対する支援を行い、小地域ふれあいサロンが広まるよう、自治会の意向を踏まえて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 私たち議員というのは、住民の代表の代弁者でございます、そして生の声、そして現状を一番把握しているものでございます。行政の方が取り組まれる上においても、この議員からの言葉は丁重に聞いていただくと行政の運営に役立つと思いますので、しっかり聞いていただきたいと思います。

それで、再質問させていただきたいと思いますが、事細かくもう一度再質問いたしますので、聞き漏れのないようにしっかりと聞いていただきたいと思います。よろしく願います。

まず1点目の、地域での支援体制についてでございますけれども、ご回答いただきました中で、地域で支え合うためのシステムづくり、これはどのようにしていかれるのか、具体的に示して下さい。

そして、一人暮らしの方の見守りは、誰がどんな方法でされておられるのか、これも伺います。

そして、地域の中で支援していく中においても、例えば個人情報などが妨げになっておるのが現状でございます。災害時においてももちろん、どなたがどこにおられるかということは、地域の中ですら知らないということがございますので、この個人情報が妨げになるということを、今見直し、改善を進めなければ、本当に地域の中で地域の者が支え合うのが難しくなっておりますので、今もし改善の検討をされておられるようでしたら、お示し下さい。

それから、高齢者を対象にした緊急通報の支援がございます。一人暮らしとか高齢者世帯に対応されるシステムがございますけれども、この緊急通報を設置したいけれども、設置する費用がないという方、また、とても必要だと思われる方に設置していただけないとか、そして、例えば私の近くの方でございましたけれども、設置をお願いしても拒否された方が、実際に心臓がどうにかなったのだと思うのですが、玄関まではいはいをしながら出て、道路におられる方に救急車を呼んで連れていってもらったという惨事が起きたことがございます。そうすると、本当につけてもらいたいのにお金がないとか、それからつけていただきたいのに拒否、お金はあるけれどもそんなもの要らないという拒否される方とか、そういう方々には行政としてはどういうふうな支援の仕方をしておられるのか、これも伺いたいと思います。

それから、地域の中で高齢者を見守り支援していく上に、本当に行政とか自治会で取り組むというのをよく理解しておりますけれども、実際には協力できるのは、行動していた

だけは、ボランティアグループとか協力参加をしてくれる人を募らないと実らないと思うのですが、この確保が必要でございますが、その人材確保をどのようにしておられるのか、また、協力者の方々の指導、そしてどのようにそのことを考えておられるのかお伺いいたします。

次に、2点目の高齢者の生きがい活動でございますけれども、生きがいサークル、男の料理教室他、4つを今年度は考えておられるということですがけれども、参加される方は何事をやっても参加していただけます。でも、参加されない方を行ってみようかなと思わせる体制づくりやサークル活動が必要だと思います。私たちの主婦の間で、定年後の夫が家に閉じこもりがちなのを「何とか外へ出かける対策ないかしらね」という会話が私たちの主婦の間で起こっております。夫婦で買い物に行ったり、または菜園づくりをしているのを夫婦でよく行動されている姿をよく拝見いたします。それで、ご主人様方は奥様と一緒になら出られるのですよね。1人ではよう出かけないのが現状でございます。

そうすると、男性と共にサークルの活動の中に夫婦で参加できるようなものを取り入れてみてはどうでしょうか。そして、その中で夫婦で参加しているうちに男性同士が仲間づくりができて、男性だけで出て行っていただけるチャンスにもなると思いますので、まず引っ張り出すことをきっかけづくりとして夫婦での参加ができることを検討してみてください。

それから、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、老人クラブの活動にも支援しておられるということは、大変元気な高齢者づくりとなり、生きがい活動づくりにもなることと思っておりますが、老人クラブのない地域の高齢者の支援はどのようにされておられるのか。現在されている場合はどのような対策か。また、現在されていない場合、老人クラブのないところの高齢者に対して、今後はどういうふうにしていくのかを考えておられましたらお伺いいたします。

3点目でございますけど、高齢者の総合相談窓口と福祉サービスについてでございますが、相談窓口として地域包括支援センターで行われているということでございますが、包括の意味は辞書には「全部ひっくるめて、一括にまとめて」と書かれております。このことから考えてみても、高齢者の方は包括支援センターではすべて何でも相談ができると思っております。がしかし、内容によっては他の担当課に回されておられます。高齢者の方はあちこちと動き回るのは簡単なことではございません。こういった状況から考えて、包括支援センターの窓口では、ある程度の対応ができるように、他の課との連携をとりなが

ら進めていくことは実施可能か、伺います。

次に、高齢者が相談に来られたときは、私どももそうなのですけれども、相当悩んで困って、それから窓口に相談に来ております。それだけに、相談窓口で対応される方はある程度専門性のある方、対応能力のある方を求めておられます。ある方が相談に行かれて、あんな程度だったら相談に行っても意味あらへんわと言われた高齢者がおられましたので、これは言わせていただきました。

私たちもそうでございますが、悩み事を聞いてもらっただけで半分は解決につながっていると思います。それと同様で、聞き上手な対応の指導が必要かと思います。現在、どのような方が対応されておられるのか、伺います。

相談の後、せっかく相談に行ったのにフォローがないと対応に不満を持っておられる高齢者がおられます。大きな問題点のある方にはフォローをされておられますが、他の人たちは「その後どうですか」の電話の一本もなく、窓口対応で問題解決と思っているとの声を聞いております。現状はどのようなのですか。伺いたいと思います。

また、福祉サービスの内容を知らない人が多くございます。介護認定を受けてない方の利用や、介護家族の支援サービス等、知らせる必要がありますが、広報等ではほとんどといって周知はできておりません。必要性のある方へは、例えば民生委員さんが訪問をし、説明をし、資料を手渡す方法は効果がございます。行政としては他に何か周知していただくためのお考えはありますか。これも伺います。

4点目、介護予防支援についてでございますが、訪問したり電話等で高齢者の方々の様子を伺いながら支援されておられますが、誰が訪問され、1人に対して年何回ぐらい実施されておられるのか伺います。そして、訪問先で緊急性がある場合、そのときに連携・対応システムはどのようになっているのか、伺います。

予防と支援については特に閉じこもりの方の対応が大切で、重要でございます。閉じこもりの方を引っ張り出せた、私の地域での効果のあった例を申し上げますが、ふれあいサロンに参加している高齢者が直接訪問し、会話をしながら親しくなってサロン会場に来ていただけるようになった実例があります。行政、民生委員の活動支援も大事でございますが、高齢者が高齢者の仲間づくりの声かけは大変効果がありますので、推進していただいて下さい。よろしく願い申し上げます。

介護予防の基本は家族の形にあると思います。今は核家族化されて、おじいちゃん、おばあちゃん、お母さん、お父さん、孫たちの交流が少なくなってきました。そのため

に、世代交流のできる体制づくりが必要でございます。駅前北自治会のふれあいサロンでは、この体制をとっており、おばあちゃんは孫ぐらいの子どもを連れてこられた方の孫さんをひざの上に乗せて、孫も喜ぶ顔を見させていただき、おばあちゃんも帰るときには「今日はよかったわ」と言って喜びの声で帰られております。また、子どもさんを連れてこれらたお母様にも、もちろん子どもの教育の先輩でありますおばあちゃんから、私の育児はこうだったよというアドバイスをされて自信を持って帰られるとか、大変効果が上がっておりますので、各地域でふれあいサロンをしておられる会場に世代交流ができる体制づくりを検討していかれるよう要望しておきます。

5点目の高齢者ふれあいサロンでございますが、21年度から移行計画されているふれあいサロンでございます。この20年度は移行計画のある自治会に支援していくということですが、実際にはどのような支援の形をとらるのでしょうか。そして、実施費用、運営指導はどうされるのでしょうか。次年度より自治会で取り組むように移行されるこの大きな目的は何ですか。そして、どんな効果を考えておられるのか伺います。

ふれあいサロンの移行ができない地域やされていない地域には、運営協力をしてもらえない、ボランティア参加してくれる人がいないのが大きな理由になっております。その対応を検討することは重要課題と思っております。1つの方法として、現在実施されておりますふれあいサロンの会場に地域の中で協力可能な方に参加していただいて、体験しながら見習っていただき、徐々に引き継いでいただく方法は、高齢者の方々も顔なじみになり、自然な形で移行できると思います。地域の協力者も支援の仕方が学べると思いますので、推進していただくことをよろしくお願い申し上げます。

以上、伺います5点についてお答え願います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 中田議員の方から数多くの質問、提案等いただきましてありがとうございます。まとまっておりませんので十分いかないかもわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

基本的には中田議員の再質問の中で、1点目の地域での支援体制のシステムの構築でございますけれども、これにつきましては、各自治会や民生委員、老人クラブ、あるいは近隣住民、地域福祉を進める委員、また、地域ボランティアなど、地域の皆さんの協力と支援が何よりも重要であります。地域と行政が関係機関が一体となって連携した取り組みが現在求められているということで、現在ではそれぞれがそれぞれの目的の中での活動をいた

だいておりますが、今後はそのそのシステムづくりを連携させていくという取り組みが必要だと感じておりますので、その中で進めてまいりたいなど、このように考えております。

それから、地域の中でのボランティア育成、これについてもやはり新しい人材を発掘するという事は重要なかなめの1つではございますので、これも社協等との連携を深めながら進めてまいりたいなど、このように思っております。

それから、一人暮らしの見守りについてでございますが、現在取り組んでおります緊急通報システム事業をはじめ、配食サービス事業等がございますが、制度そのものが理解しにくいとか、いろいろまた先ほど言われました低所得者の方はどうなのかと、こういうふうなこともございます。これにつきましては、高齢化や核家族が進む中で、今後、一層増加するものと予想されますので、その中で低所得者の方やご近所との希薄化との問題等についての課題が重要でございます。それとまた、個人プライバシーの保護の問題も相まって取り組む必要性がございますので、その形の中で課題解決に向けた有効策を見つけていきたいと、このように考えております。

それから、緊急通報システムにつきましては、65歳以上の虚弱な一人暮らしや高齢者、または高齢世帯の一人暮らしの重度障がい者ということで、これにつきましては、負担額につきましては、基本工事は市町村民税の非課税世帯とか、それから特別工事費は利用者負担と、それぞれ項目によって市が負担しながら、また、市民も負担をしながら市民の安全対策を講じていると、こういう内容になっていますので、詳しくはまたその説明の折にやっていきたいと思っております。

2点目の生きがいサークルについてでございますが、サークル活動の参加がしやすく、どう人を集めるかが課題ということで、1つ提案でいただいておりますのが夫婦参加型の、いわゆる買い物やら菜園というようなことを聞かせていただきました。これも参加の手法の1つであると思っております。また、老人会、団体のないところへの育成指導も大事な取り組みということを認識しております。老人クラブでまだ実施されていないのが25自治会ございます。そういったところにも働きをしながら、特に新しい住宅の方がやはり希薄化しているという事実もございますので、そういった取り組みも重要な課題の1つで、今後進めてまいりたいなど、このように考えております。

それから、大きい3点目の高齢者の総合の窓口としての包括センターに関しまして、その名称についても、包括と言われるとすべてがという1つの勘違いが起これると。それ

で、社会福祉の関係もございますので、この面につきましては名称の誤解が生み出されな
いような市民の啓発を、いわゆる広報等を通じて紹介をしていきたいと。この際には業務
紹介や制度内容についてよりわかりやすい啓発を行い、福祉サービスを進めていきたいと、
このように考えております。

また、ケアマネージャー会議や出前講座についても、現在、老人クラブ等にも参加をさ
せていただいておりますので、そういった折にも詳しい制度の内容を進めてまいりたいと、
このように思っております。

それから、職員の対応についてはやはり専門知識が要るということで、これについても
専門知識を得るという研修も、自己研修あるいは行政職員としての一般研修もございま
すので、その中で的確に進めると同時に、一番大事なのは親切丁寧な対応、これが一番かな
めかと思っておりますので、そういったことの職員指導もやっていきたいなど、このように考
えております。

また、相談を受けられた方のフォローがないということをしばしば聞かれると、こうい
うようなことも聞いております。これについてのフォローの大事さをやはり市民との意思
疎通を図る意味では大事な1つかと思っておりますので、これについても職員の方に徹底を図
るように進めてまいりたいなど、このように思っております。

それから、介護支援の取り組みについての特定高齢者として、今後支援や介護になる可
能性が高く、先ほども言いましたけど、生活機能が低下されている課題ということに対
しまして、一つにはそういう方々には電話や訪問活動を通じての支援体制を行っております。
また、アドバイスをを行うというような強化も実施をしてみたいなど、こう思っていま
す。ただ、訪問回数については、その都度連絡があったときに訪問をさせていただきます
ので、何回かというのはお答えはちょっとできかねております。

5点目のふれあいサロンにつきましては、地域での身近なサロンとして交流会なども取
り入れた高齢者サロン、従前の高齢者サロンから先ほどご提案をいただいております世代間
交流サロンということで、一部始めていただいているところもございますけれども、子ど
もと高齢者の方々、また、いろんな交流が考えられると思っておりますので、そういうこと
を踏まえて、より時代にふさわしい取り組みの方法を検討してみたいなど、このように考
えております。

いずれにしても、地域と行政とが一体となって地域を支えるシステムづくりをやっ
ぱりみんながやっていくということが肝要かと思っておりますので、そういった取り組みに向

て一歩ずつ前進させていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） たくさんの再質問をしたから、多分部長も戸惑ったのではないかなと思いますので、後で詳しく聞きたいところは個人的に聞かせていただきたいと思いますけれども、大体お答えいただいていると思いますが、1つだけ、最後のふれあいサロンのところなのですけれども、21年度から移行されるにあたって、私がちょっと聞き漏らしたのかなと思うのですけれども、自治会で取り組むように移行されるのは、一番大きな目的は地域と行政とで地域を支えていくためというのが目的なのか、それか、そういうふうにとらせていただくと、それがどんな効果が得られると考えておられるのか、この効果についてはお答えがなかったような気がしたので、どんな効果をねらっておられて移行されるのか、その効果の部分だけを再々質問しておきたいと思いますけれども。

今後、ますます少子高齢化が進んでいきますけれども、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすためと先ほどからもおっしゃっていただいておりますけど、確かにそれには保健、福祉、医療、介護、そして地域のボランティア、そして行政が連携しながら進めていく、本当にそれが一番大事なことだと思っております。そして、一番大事なことは、1人の人が本当に福祉サービスがあってよかった、福祉は本当にうちの野洲のまちに住んでよかったと言っていた。1人の声が大事だと思いますので、一人ひとりが満足するような福祉サービスを願っております。

最後に、私の方から提案を6点ほどしておきますので、今後の取り組みの中で取り組んでいただけたらと思いますので、申し上げます。

生きがいサークルを今実施されているその内容についてでございますが、例えば、その内容についてビデオやCDの作成をされて、貸し出しをして、そして参加につなげる方法もありますので、これも検討してみてください。そして、各サークルが、例えば体育館で1日体験ができ、そしてまた、指導ができるような参加につなげていく方法もあります。また、サークルの開催日に1日だけその活動に体験入学というのか、体験をさせていただく方法があります。人というのは、一度参加すると次につながるのをございますので、私の方から提案しておきたいと思っております。

それから、サークル活動のPRがされてないから広がっていない。どういうものをされている、どういうふうな効果があるというのがわかればきっと参加されると思っておりますが、

PRすることによっては、人が集まっているところ、料理教室、女性の方の料理教室のところへ行くのもいいでしょう。高齢者の集まっているところに行くのもいいでしょう。そういう人の集まっている場所に行って、その人たちに関係なくても家族や近所の人に知らせていただけますので、一応PRに歩いてみて下さい。

それから、緊急通報の件ですけれども、市が推進しておりますのは、設置型の緊急通報だったと思うのですけれども、その緊急の通報で設置型にされると、例えば心臓発作がトイレに入ったときに起きたときに、その緊急通報のボタンを押しに行くことができないという場合が出てくる場合がありますよね。その場合には、行政の方からはこういうのがありますよという周知だけをしていただくために、例えばauとかドコモとかそういうところに、老人の携帯用で自分の家族に、1つのボタンを押したらつながる、次は医者につながる、それから救急車につながるというような簡単な操作でできる携帯用のものがありますので、別にこういうものがありますよ、例えばそういうのも活用してはどうでしょうか。ただし、費用の支援はないということははっきりおっしゃられたらいいと思います。

そして、定年後の過ごし方の人気の1つに菜園づくりがございましてけれども、これを例えば別荘地感覚で推進してみてもいいでしょうか。今、農家の方が後継者がいなくなっているとおっしゃられています。そうすると、自分の畑を貸して、そしてそこのおられる方が作物の指導をされる。そうすると菜園をつくられる方も、それから地域の方も指導をするという生きがい、それで世代交流にもなっておると思いますので、それにつなげてみていいかでしょうか。

私の聞いた近江八幡市で今取り組まれているのですけれども、市街地より少し離れたところの土地に、住宅に菜園をつけて売り出しているのですね。必ず菜園をやるという条件で住宅に畑をつけているというのですか、それを今売り出しているのですけれども、結構すぐに売れるそうです。というのは、都会の方からそういう定年が済んだ後は菜園づくりをしながら地域の中で取り組んでいきたいというようなことがありますので、そういうことになれば、うちの野洲市にも別荘地型の農園菜園ができるところがあるよということで、人口もふやせるのではないかと思います。

最後に、第3期の高齢者保健福祉計画、そして介護保険事業計画も18年から20年度までですが、これももう終結に向かっております。次に第4期の計画に向けて3年間の実施の反省や見直し等の実績を踏まえて、介護者の生の声、利用者の状況やニーズに対応したものに、第4期の計画に反映していただくことを要望して質問を終わります。

先ほどの1点だけお願いします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 中田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ふれあいサロンの関係で、小地域のふれあいサロンなぜかということで、これにつきましては、当初は高齢者サロンを行政が主体的に取り組み、いろんな進行を図ってきました。しかしながら、その中におきましては、各自治会のところの漏れもございました。そういったことから、地域での身近なサロンとして設けるということで、小地域サロンを開設するというので、身近な方法で互いに行政と地域、あるいは関係団体が身近なところで催すと、いろんな事業を展開するということが一番適切であろうという方向性が今後求められるんじゃないかというようなことが考えられますので、そういった方向をとっていきたいなど、こういうふうに思っております。これが効果につながっていくと、私は信じております。

それから、4点ほどの提案をいただきました。これについても重要な課題でございます。取り組んでまいりたいと思います。今後の野洲市の高齢化の増加は元気な高齢者がふえるだけではなく、加齢に伴う身体機能の低下による障がいや寝たきり、あるいは認知症など複雑な問題が懸念されます。心身の負担や経済的な負担、同時に家族にもさまざまな負担がのしかかることが野洲市における課題でもあると私は思っております。いかに高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを社会全体で支える協働のまちづくりに向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

ただいまご提案いただきました議員からのご提案につきまして、また、市民からいただいている提案、意見をもとに、第4次の高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画の策定の中で生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告、第9号、第6番、藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 6番、藤村でございます。ちょっと昼ご飯のときに腰を痛めまして、非常に今日は調子が悪いので、簡単にご回答いただいて簡単に終わりたい、このように思っています。

今日は2件、お話をさせていただきます。

まず第1件でございますが、議会事務局へ法制担当職員の配属について。

昨年10月に野洲市まちづくり基本条例が施行され、市民、市、議会が協働のまちづく

りを進める仕組みができたと言えます。野洲市議会も二元代表制の中で、市民の代表として地方分権時代に対応した政策立案型議会への転換を図り、市民の声を議会に反映する役目を望まれています。

昨年制定、施行された野洲市まちづくり基本条例は、野洲市の憲法と位置付けられており、事実、制定後の条例の位置付けも条例の中の条例として処遇しようとしています。昨年までの条例制定の過程では、本来は議会でも条例の調査・研究を専門的に行う検討委員会を設置して、野洲市における自治の現状と課題を研究し、条例の制定を目指すのが理想であったが、条例制定の過程で意識的かどうかは別にして、議会は排除された中で市民と市長が検討した野洲市まちづくり基本条例の検討委員会の案ができてきて、これを議会が修正したことにより、議会は抵抗勢力として立ちはだかる、このような議会の役割を与えられてしまいました。オール野洲で野洲市まちづくり基本条例を検討したいと考えておりました議会としては、非常に残念な思いをしているところであります。

今、地方自治体は地方主権を実現することを求められておりますが、制定、施行した野洲市まちづくり基本条例の精神を生かしたまちづくりを進めるためにも、自治体が自己決定、自己責任で市民のために政策を実施できるように、議会の政策決定能力の向上は大切であり、積極的に条例制定に向けた議員提案なども不可欠なことになります。

しかしながら、条例の条文案の作成は、市民主体の自治の推進を図るために、十分な市民周知と意見の聞き取りが必要であること、また、条例準則のない中での作業もふえることなど、上位法との整合を図る必要があることなどから、議員提案の実現には議会事務局の充実、とりわけ法制担当職員の配置によるスタッフ機能を強化すべきであります。

野洲市まちづくり基本条例の施行のこの時期に議会改革を断行するには、かねてからの懸案である議会事務局を強化し、法制担当職員の配属について決断すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

続きまして、野洲市美術展覧会の強化についてお伺いします。

野洲市美術展覧会は、芸術を愛好する市民、隣接市町民に広く創作活動の発表の機会と場を提供すると共に、すぐれた作品を鑑賞することを通して、市民の芸術支化への関心と情操豊かな市民性を育て、明るく楽しい文化生活を実現することを目的として、野洲町として27回、野洲市になって4回、計31回の美術展覧会が毎年、1、日本画、2、洋画、3、彫塑4、工芸、5、書、6、写真の6つの部門で開催されております。

この美術展覧会は市民の芸術作品に対する創作意欲を盛んにして、本市における芸術文

化の向上と発展に資するために開催する公募による美術展覧会で、近年では250点から300点の出品点数を数える盛況ぶりであります。

しかし、本市には美術館がなく、野洲文化小劇場を会場と指定して美術展覧会を開催していますが、いろいろな問題が生じております。野洲文化小劇場での美術展開催の問題点は、1つ、会場が狭く、出品すべてを展示できない。2つ、会場の奥行きがないため、作品は100号などが主流になって大型化している中で、50号までと制限せざるを得なくなり、創作意欲をそいでしまっている。3つ目、照明施設が十分でなく明かりが弱く、美術品を鑑賞する態勢になっていないなどです。

このため、現在の野洲文化小劇場の会場での美術展覧会の運営には、1つ、作品の優劣を競うだけの展覧会になってしまっている。2つ、1人出展1点につき500円の出品料を支払ってもらっているにもかかわらず、入選されなかった方々の作品は展示されておられません。3つ目ですが、野洲市が合併してから4回を迎えましたが、旧中主地域からの出品数が少なく、生涯学習の観点から非常に不十分で、早急な対策が必要など問題点を指摘されています。4つ目、その他、出品者からは特に入選しなかった方からであります、何の手当てもしていただけないなどの不満も聞こえてまいっております。

今後の野洲市美術展覧会の運営について再考すべきと考えておりますが、会長である市長のお考えをお尋ねします。

1つ、出品者の内訳について。2つ、出品者の地域格差の是正策について。3つ、美術館の建設及び市民ギャラリーの設置について。4つ、地域のコミセンでの市美術展覧会の開催について。

以上4点をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 藤村議員のご質問の第1点目の、議会事務局への法制担当職員の配置についてのご質問にお答をいたしたいと思います。

議員のご意見にもございますように、地方分権が進む中、自己決定、自己責任のもと、それぞれの地域特性を生かし、自立した自治体であることが今日求められておるものと思っております。こうした中で、地域の課題を解決していく手段として、自治体が積極的に法解釈をし、また、地域独自の条例を制定することの重要性が増しており、自治体職員には政策法務能力を高めることが求められております。この政策法務能力の向上については、滋賀県市町村職員研修センターの研修においても、そのメニューに取り入れられているところ

でございます。

本市では、市全体の法規を所管する法規担当職員を総務課に配置しておりますが、こうした政策法務能力は、単に法規担当職員のみ求められる能力ではなく、すべての職員に求められております。

こうしたことから、政策法務能力を身につけ、その能力をそれぞれの職場で生かすことができる職員を育成していくことが大切と考えられますことから、総務課の担当以外の職員、例えば、この中には議会事務局職員も対象となりますが、例規や政策法務の研修に積極的に派遣を行うと共に、それぞれ自己研鑽を積んでいただくことによりまして、職員全体の法務能力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の、野洲市美術展覧会の強化についてお答えいたします。

1番目の出品者の内訳についてであります。総出品者数は188名、そのうちの旧野洲町域出品者数が116名に対しまして、旧中主町域出品者数は13名と、人口比以上の開きがございます。これは、合併以前の中主町では出品数が確保できない等の理由によりまして、美術展覧会が開催されてこなかったことが大きな要因であると考えられます。

2つ目の出品者の地域格差の是正策につきましては、公民館やコミセンと連携し、芸術創作活動をはじめとして生涯学習活動への参加機会が増加するよう働きかけてまいります。

なお、本年度より美術展覧会におきましては、出品者をはじめ、市民の方々にも参加していただけるよう、各部門ごとに作品講評会を開催することによりまして、審査員もしくは展覧会委員から作品に対しまして、アドバイスを受ける機会を設けております。

3つ目の美術館の建設及び市民ギャラリーの設置についてであります。野洲図書館にありますまちづくり協働推進センターギャラリーを個展等にご利用いただいております。美術館の建設につきましては、県内の市町で美術館を建設されているところは天津市の1館のみで、本市においては現在のところは考えておりません。

4つ目の地域コミセンでの市美術展覧会の開催につきましては、各コミセンにおきまして、この時期、コミセン祭り等での発表の機会を設けられていることから、作品の搬入から審査、展示、搬出までの長期間にわたって占有を要する市規模での美術展覧会の開催は難しいのではないかなど、このように考えております。

今後とも広く市民の方々に参加していただけるよう、支援してまいりたいと考えており

ます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） ちょっと教育長がお答えいただいた美術館の建設のところは、ギャラリーはどこの話、図書館とおっしゃいましたか。

（発言する者あり）

○6番（藤村洋二君） 図書館。ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

今、副市長の方から法制担当職員の話で、当然すべての職員が政策法務の能力を高めていくと、これは当然のことですので、それは当然やっていただきたい、このように思っておりますが、私は今回申し上げましたその前段にもかなり詳しく書いておると思うのですが、私も今回申し上げましたその前段にもかなり詳しく書いておると思うのですが、前回もこのまちづくり基本条例が制定、施行されました中で、当然選挙に公職に立候補するときのマニフェスト作成のときには、そのマニフェストの支援要綱をつくって、できるだけ作成をしたい人を応援してあげて下さいということを申し上げておりましたように、あくまでまちづくり基本条例をつくった中で市長の役割、また、私ども議会の役割という部分をもう一度認識をした中で、市長としては今の二元性の確保という中で、弱い部分である議会に対しての、その対応をどのように図っていただけるのやということをお尋ねしていただきたい、こんな思いでこの質問をさせていただいたのです。

マニフェストの問題につきましては、今日はこれは申し上げておりませんので、あれでございしますが、まず今日質問させていただきたいのは、副市長、今お答えいただきましたので、私は、このまちづくり基本条例が直接民主主義を志向して行って議会制民主主義を否定する部分というものがこの条例の中にあるのではないかと。だから、ここについて、どのように二元代表制というものをまちづくり基本条例の中にもう一度きちっと入れていただけるか、この点について一番大事なことだというふうに思っておりますので、この点について副市長としてどのようにお考えになっているのかということをお尋ねをしたい、このように思っています。

それと、次に条例での役割で、今のまちづくり基本条例のパンフレットできています。

12条が市議会の役割ですね。市議会は市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たしますということがこの条例で決められておりますので、この条例を決められた背景として、じゃ、市議会の役割、望む役割というのはどういうも

のを必要だと思って出されたのか、これについてお答えをいただきたい。このように思っています。

そして次に、今すべての職員さんが政策法務能力を高めていただきたいということがあります。市長がご提案を我々にされる条例案であります。市長提案につきましての我々のところに来るまでの、条例の作成されて我々に提案されるまでの流れをどのようにされているか、この3点について副市長にお尋ねをしたい、このように思っています。

そして、今教育長からご説明をいただきました。本当に中主の地域の皆さん方、今13名と116名ということで、1割ない状況でありますので、ぜひ生涯学習の中で、特にコミセンの活動も含めて力を教育長としても旧中主地域に注いでいただきながら、文化の香りの高い旧中主地域をつくっていただきたいなというふうに思っていますが、なぜ今回美術展覧会の強化ということを一般質問させていただいたかといいますと、どうしても美術展覧会に参加をしているけども、なかなか入選もやっぱりレベルというものがありますのでにくい。そのときに、出しているけども、そのまま突っ込まれて何もしてもらえないのだという、やっぱりそういう出品者の創作に対する意欲が徐々に失われるような対応というものが、この小劇場という会場の中で展覧会を開きますので、どうしてもそういうふうになってしまう。だから美術館ができたらどうだということで申し上げておりますが、現実に美術館が野洲市の財政力の中でつくっていくということは、これは到底無理な話でもありますし、以前、豊政会では湖南4市の中で美術館をつくるというようなことを検討されてはどうやというようなことも申し上げておりましたので、この辺は市長がお出になる湖総協あたりの中で、一度こういう文化の問題については考えていただけたらありがたいなというふうに思っていますが、常設のギャラリーについては、もう少し考えるべきではないだろうかというふうに思っています。

図書館もギャラリーとしての機能があるのですが、図書館のギャラリーはちょうど情報室と玄関との間の狭いところにありますので、奥行きはそこそこあって、50号ぐらいの作品ならきっちり見えるのですが、これ横に50号の作品を並べると、恐らく2メートルか2メートル50ほどの幅しかありませんので、しっかり作品が見られないということで、非常にギャラリーとしては小さな作品を展示するにはふさわしいけども、すべての作品を展示するには厳しい部分がありますので、ぜひ違うところも考えてもらえないだろうか。

その1つとして、中央公民館、今まで喫茶店をやっておられたところなのですが、この

前までも障がい者の皆さん方が喫茶店をやっておられて、今閉まっておりますので、この喫茶部分を喫茶部分として憩いの部分として活用していただき、入り口の部分、文化ホールと公民館との両方の入り口の部分、あそこはそこそこの広さありますので、あそこに市民ギャラリーを常設していくような形で、公民館やホールのご利用のお客さんが自由にご見学いただける、こういうことも考えていただくことはできないだろうかということで、ギャラリーの設置のお願いもしておりました。

それと、4点目にコミセンの話も出させていただきましたのですが、コミセンにつきましては、今の美術展覧会をそれぞれの部門ごとに美術展覧会を開くという考え方もありますよね、写真なら写真、そして絵画、書道というような3つぐらいに大きな分け方をして開くという考え方もありますし、あと、地域ごとに三上の出品者が30名おいでになったら三上の出品者の30名分だけは特定の日三上のコミセンですと。そうしたら入選されなかった方の作品も同時に出していただくと。入選されなかった方は、入選した方と入選されなかった自分の作品を見比べながら、さらにもっと自分が創作意欲を盛り立てていくというようなことも可能かなというふうに思いまして、コミセンを使った美術展覧会の開催というのは、何もコミセンを本当の美術展覧会ということでなく、各地域ごとの作品をそこへ出してあげて、地域の方々やご家族は自由にその地域のコミセンを見に行くというようなことができれば、もっともっと美術展覧会に出したいなという人がふえるのじゃないかなというふうなことを思いますので、一度この辺についてご検討いただくことを質問させていただきたいと思います。

一応、以上、再質問それで終わります。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 藤村議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目が、二元代表制云々についての私の意見というか考え方を述べよと、こういうことだったと思いますので、若干その点について申し上げたいと思っております。

基本的に今地方自治体が首長と議会という形でのそれぞれ市民に基盤を置いた二元代表制になっていることにつきましては、憲法並びに地方自治法の規定等からも明らかなことでございます。そういったことは、基本的な構造は変わっていないと、かように思っております次第でございます。ただし、皆さん方もよくご承知いただいておりますように、地方分権改革以来、かなり地方が住民の多様性とか地域のニーズに沿ったような行政を行っていくというような役割がふえてきた。これは1つは、いわゆる機関委任事務が廃止された

ということが非常に典型的な内容だろうと、こういうふうに思っておる次第でございます。これによって地方の自治事務がふえたということは、地方はそれぞれ住民に基盤を置いた、そのニーズに沿ったような施策を実施していくべき役割と責任がふえた。逆に、その部分だけ独自の判断といいますか、それぞれ地域が知恵と汗をかいて施策を立てていくという役割がふえたのだと、かように思っておる次第でございます。

こういった中では、当然のことながら、議会においても、これちょっと口幅ったい言い方で恐縮なのですが、地域の市民の方々のニーズに沿ったような形の施策について一定ご議論をいただくべき必要があるのだろうと、かように思っておる次第でございます。この辺は議員ご提案、あるいはご意見いただいているとおりでというふうにも思っておる次第でございます。そういった意味では、今申し上げたようなことを背景にまちづくり基本条例の中で再度確認する意味で市議会の役割なり市長並びに市の役割という形で、12条、13条を定めさせていただいたものだと、かように思っております。

決して直接民主制ということよりもむしろ、基本的には市民のニーズあるいは市民の思いを大事にした行政をしていこうと、こういう原点に立ち返ったような形の中でこの基本条例を施行してまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

それから、いわゆる条例と、この提案の流れでございますが、荒っぽく言いますと、基本的にはそれぞれ所管をいたしておるところが条例の素案をつくりまして、当然場合によってはその段階でも法規担当職員との協議というのがあるわけでございますが、一応原案をつくりまして、庁内の議論にかけると。そういった中では一定、法規審査会等にも諮りまして、法令的な矛盾等がないかどうか、こういったことの確認も行った上で庁議にかけて一定方向を出しまして、決裁行為でもって市長までの決裁をとってご提案申し上げているというようなことが一連の条例提案の流れかと、かように思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問にお答えをいたします。

幾つかご提案をいただきました。中主地域のことで出品者が少ない、もっと意欲が持てるように、そういうような取り組み等につきまして、また、常設のギャラリーにつきましては、中央公民館のギャラリーをご提案をいただきました。それから、部門別にコミセンを使うというような1つのアイデアだと思います。そういうことにつきまして、市美術展覧会委員会というのがございまして、市の方から委嘱をしているわけですけれども、その

人らはそれぞれの部門でのベテランでございますので、また一遍真剣に考えていただく、検討をしていただくということで今日はお答えにしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 今、美術展覧会の方はいずれにしても今教育長おっしゃったように、美術展覧会の委員会の皆さん方にまたご協議していただくということで、さらに皆さん方が作品を出したいというような展覧会をまた計画していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今副市長おっしゃっていただいた内容につきましては、決して二元制を否定するという事ではないということについて、私もその言葉を信じていきたいというふうに思っていますし、実際住民投票を今まちづくり推進委員会、ご検討いただいておりますのも二元制を決して否定することではなく、補完をしていくという意味で住民投票についてご検討いただいているというふうに思っておりますので、これをそのように信じていきたいというふうに思っていますが、いずれにいたしましても、キーワードは二元代表制というのは常に市長、副市長、頭の中に入れていただきまして、まちづくり基本条例をどうこのまちの中に生かしていくのだということ、これは肝に銘じていただきたい、このように思っています。

それで、市議会の役割をこの条例の中でどのように思っておられるのだということを探ねましたのですが、なかなか具体的にはこういうように思っていますということは出てまいりませんでした。恐らく私は、議会が市長なり副市長なりのチェック機構であるということは、唯一のチェック機関であるというのはいなくなってくるのではないかとこのように思うのです。今回、中島議員が事業評価のお話をされましたが、市民の目線の中で事業評価しましたって、九百幾つのうち百幾つを見て、幾つか60件予算編成を具体化しまして、20年には実施19でという具体的なこういう数字もおっしゃっていただきました。

これ、今までならこういう事業評価をよいか悪いかチェックをしていくというのは、これはやっぱり議会としての大きな仕事だったと思うのですよね。これ、市民の皆さん方が情報公開という中で、市民の皆さん方が市の行政のあり方に対してチェックをされて、当然、おかしいことはおかしいですよということをおっしゃっていただく、これは正しいやり方やと私は思っています。だから、そういう意味では、議会は今までと違ってやはり市長と議会というものがきちっと二元代表制の中で緊張関係を持ちながら相対峙していくと

いうことをしないことには、それぞれがやはりそういう立場というものは守っていけないだろうというふうに思っていますし、議会がなぜ立法機能を強めていかなければならないかという、チェック機能も、すべてが議会でない市民の皆さん方もチェック機能を持ち、その中で市民の皆さん方からのご要望をどう条例化をしていくかということになると、これは議会がきちっと自分たちが政策能力を高めながら議員提案をしていくということが必要だというふうに思っているわけなのです。

だから、市長もこのまちづくり基本条例の精神から考えたら、そういうふうな仕組みが変わっていくのなら、議会に対して議会事務局に法務の担当能力というものをプラスした陣容配置をするのが当たり前でしょうというのが私の考え方で、それに対してご回答をいただきたい、このように思っているのです。

それで、先ほど原課の流れを聞かせていただきましたのですが、条例提案まではまず原課が出して、途中で原課の当然これ法務や政策を十分勉強していく職員の皆さん方がそういう条例案をつくっていきますが、その中で現実に条例を我々の議会に出される前には、法規委員会に通すとか、または、法務の担当の職員にチェックをさすとか、やはり同じ職員だけでなく、1枚そこの総務課の2名の職員さんにやっぱりそこがチェックをしてもらうということになるやろうと思うのですね。

私、実は三上の自治会の会則の文章を直すのに法務の方に、時間外ですけどもちょっと見て下さいということで見てもらいましたら、「及び」とか「又は」とか、丸の使い方とか、いろんなところを直していただきましたわ。本当にそういう、まず条例としての言葉、それと条例が持っているデータベース、上位法がどのような条例あったら当然それに従って下位の法律があって、それに従ってつくってくる条例はその上のデータベースをどういうように準用していくかということやら、当然、これは議会事務局の職員さんが幾ら優秀であってもすべてを知っているということではないわけですので、そういう意味では法務の担当の職員さんが我々の部門にどのように絡んできていただけるかということは、非常に必要なことになってくるというふうに思います。

それで、最後にお尋ねをするのですが、私が申し上げた、議会の議員がこの政策能力を高めて、市民の皆さん方の声を条例化していく、これは非常に必要なことかどうかということ、まずイエスかノーか言っていたきまして、その中で議会事務局に、今の議会事務局の職員さんが優秀でないというようなことは決して言っておりません、今の方々は優秀なのだけれども、今の市役所の条例をつくるのと一緒に、我々が申し上げて、議会事務

局の方が協力してつくって下さっても、当然兼務辞令を出していただいた法規の職員さんを使って、これチェックしてくれと言えるような体制というのが必要だと思うのです。

以前は、議会事務局が人数が少なかったものですから、総務課の職員さんが議会事務局兼務辞令と一緒に仕事をしていってくれたのですよ。それ副市長は知らんてはりますけど、市長らみんな知ってはりますので、だからそういう意味では、野洲市の場合は今までから総務課の職員さん、兼務で議会事務局の書記としての役割を果たしてきてくれましたので、そういうことが可能かどうかということも含めて、最後の質問とさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 藤村議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

まず、ちょっとこれご質問ではなかったのかもわかりませんが、二元代表制ということについては先ほどの回答でも申し上げたように、基本的には二元代表制の上に立った基本条例であるということは再度確認をさせていただきたいと思っております。

その上で、具体的な話として、少し私どもから議会がどうあるべきかという議論をさせていただき、これは差し控えさせていただきたいとまず思っておる次第なのです。基本的には、やはり議会の中でご議論をいただいて、議会の総意としてどういうふうな役割、どういうふうな方向に向かっていただくのかということを再度お願いしたいと、かように思っておる次第でございます。

ただ一般的には、先ほども申し上げたように、住民のニーズが多様化している中での施策のあり方ということについては、市民の期待というのが多様になっておりますし、そういった意味ではいろいろ分権改革の中では議会の役割というのが再度重要になってきているのだらうと、かように思っておる次第でございます。そういった意味で政策立案能力、あるいは議員の条例提案というようなことについても一定期待がされておるというふうに書物等には書かれておるということをご紹介申し上げたいと、かように思っております。

そういった意味で、議会事務局にという話でございますが、先ほど議員もおっしゃっておられますように、私どもも議会事務局職員、大変優秀な職員を配置というか、いただいておりますとかように思っておりますし、決して私どものいわゆる市長部局の職員に引けをとらない、あるいはそれ以上だとかように思っておる次第でございますので、それと事務分掌等を見てもこの中にも条例の制定及び改廃に関することという形でしっかりと位置

付けもされておりますので、基本的にはまず現陣容の中で頑張ってくださいのが一番かなと、かような思いで冒頭答弁をさせていただいたような次第でございます。

まあ、うちの、うちというか、市長部局の法規担当職員も最初から法規専門に入っているわけではございませんので、自分なりに勉強するなり研修に行ってそれぞれ自分のレベルアップを図りながら対応してきたと、かように伺っております。こういったことについても一定議会の事務局の方々についても、先ほど申し上げたように、ご努力いただく中で対応ができる部分があるのじゃないかと、かようにも思っておる次第でございますので、まずはその1点をご議論いただいて、その上で何らかの形の人的手当が必要だと、かようなことになった場合には、またいろいろな方法はあろうかと。さっきおっしゃっていただいたように、兼務という形式的な方法もあろうかと思いますが、聞いておりますと、市になってから兼務はやめたというふうにも伺っておりますので、いきなり前に戻るような形はいかななものかと思っておりますので、もう少しその辺はみんなで頑張っていきたいと、かように思っておる次第でございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、3月11日は午後1時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時14分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年3月10日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 西本俊吉

署名議員 本田章紘